

○競輪の審判の要領

(平成19年10月 1日 平成19・10・01製第25号認可)
最終改正 平成31年 2月26日 20190219製第10号認可

公益財団法人JKA(以下「本財団」という。)は、自転車競技法(以下「法」という。)第26条第1項、自転車競技法施行規則第40条及び競輪に係る業務の方法に関する規程第156条第1項の規定に基づき、法第38条第1項の指定を受けた法人(以下「競技実施法人」という。)が競輪施行者から委託を受けて行う競輪の実施に関する事務のうち、審判の要領をここに定める。

目 次

第1章 執務の方針

第2章 執務の体制

第1節 審判委員等の分掌

第2節 審判委員等の構成及び配置並びに審判器材の配置

第3節 その他

第3章 審判に関する業務の実施の方法

第1節 選手紹介

第2節 発走

第3節 競走の監視及び競走中の審判の業務

第4節 競走の停止

第5節 着順の判定

第6節 着差の判定及び所要タイムの測定

第7節 競技規則違反の審議、決定及び宣告

第8節 勝者の決定

第9節 報道

第4章 執務の要領

第1節 普通競走における執務

第2節 先頭固定競走（オリジナル）における執務

第3節 先頭固定競走（インターナショナル）における執務

第4節 スプリント・レースにおける執務

第5節 選手の救護

第6節 判定写真の取扱い

第7節 競走路の呼称

第8節 審判用語

第5章 競走の判定基準

第1節 審判判定の着眼

第2節 違反行為の分類

第3節 普通競走、先頭固定競走（オリジナル）、スプリント・
レースの審判の判定基準

第4節 先頭固定競走（インターナショナル）の審判の判定基
準

別表

様式

第1章 執務の方針

審判委員及び係員（以下「審判委員等」という。）は、常に沈着冷静にして節度ある態度を保持し、確固たる信念に基づき厳正に自転車競走競技規則（以下「競技規則」という。）を適用し、正確かつ迅速に審判を行う。

第2章 執務の体制

第1節 審判委員等の分掌

1 審判長

- (1) 審判長は、本財団がA級に認定した審判員を充てる。
- (2) 審判長は、自転車競走実施規則第20条（この要領において参照する自転車競走実施規則の条番号は、「〇〇県自転車競走実施規則に関するガイドライン」による。）に定める事項について公正、適確及び迅速に審判業務を処理し、また審判委員等を掌握して、適切な人員配置を行い、その任務を行わせる。

2 副審判長

- (1) 副審判長は、本財団がA級又はB級に認定した審判員を充てる。
- (2) 副審判長は、審判長の職務を補佐し、審判長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 副審判長は、審判長から指示があった場合は審判長の職務の一部を代行する。

3 発走合図員

- (1) 発走合図員は、選手を適正に発走させる。
- (2) 発走合図員は、発走に関する業務を遂行するため、発走員と連絡して、発走補助員を掌握し、その執務分担を明示して適切な指示を与える。

4 発走員

発走員は、発走補助員を掌握して、発走及び助走に関する必要な器材

を確保するとともに、選手の適正な発走及び先頭誘導選手（以下「先頭員」という。）の適正な発走又は助走の準備を行う。

5 決勝審判員

- (1) 決勝審判員は、選手が決勝線に到達した順位及び着差を判定する。
- (2) 決勝審判員は、写真員をして競走ごとに選手の決勝線到達状況を撮影させる。

6 走路審判員

- (1) 走路審判員は、選手が発走してから決勝線に至る間の競走中における競技規則違反の有無、その他競走の状況について監視する。
- (2) 走路審判員は、走路審判補助員を掌握し、適切な指示を与える。

7 全周走路審判員

全周走路審判員は、競走状況を全般にわたり監視し、かつ競走中における選手の責めに帰することのできない異状事態の有無について監視する。

8 先頭通過審判員

先頭通過審判員は、あらかじめ定めた先頭通過判定線に毎周先頭で到達した選手を判定する。

9 計時員

計時員は、選手の発走から決勝線到達までの所要タイム及び最終周回バック・ストレッチ・ラインから決勝線までの半周タイム（上がりタイム）を測定する。

10 記録員

記録員は、競走終了ごとに選手の決勝線到着順位、着差、所要タイム及びその他競走に関する記録を行うとともに、関係部署に対する通報連絡を行う。なお、勝者決定掲示も併せて行う。

11 周回通告員

(1) 周回員

周回員は、競走周回ごとに選手に対し毎周残余の周回数を周回告知

板をもって表示し通告する。

(2) 打鐘員

打鐘員は、先頭の選手が最終周回前回のバック・ストレッチ・ラインに到達したときから、先頭の選手が最終周回に入るホーム・ストレッチ・ラインに到達するまでの間打鐘により周回数に残り1周であることを通告する。

12 計測員

計測員は、風向、風速、気温、雨量等に関する計測を行う。

13 審判放送員

審判放送員は、勝者の決定、着順成績、選手紹介、失格審議等の審判に関する放送を行う。

14 審判補助員

(1) 走路審判補助員

走路審判補助員は、走路審判員の指示により、競走路内の障害物の除去及び選手に事故が生じたときの救護を行う。

(2) 発走補助員

① 発走補助員は、発走員及び発走合図員の指示により、発走及び助走に関する補助業務を行う。

② 発走補助員は、選手に事故が生じたときは走路補助員と協力して救護を行う。

第2節 審判委員等の構成及び配置並びに審判器材の配置

競走の種類別による審判委員等の構成及び配置並びに審判器材の配置は、原則として、別表1から別表4までにより行う。

第3節 その他

審判員は、執務に際し、本財団が交付した審判員登録証を携帯する。

第3章 審判に関する業務の実施の方法

競輪の審判に関する業務は、競技規則によるほか、次の方法により行

う。

第1節 選手紹介

- 1 選手紹介は、審判委員の指示により行う。
- 2 選手紹介における競走路周回数は、選手紹介に必要な周回数にとどめて行う。
- 3 選手紹介中における初めの半周の選手の隊形は、原則として、選手番号順に一直線縦隊とし、走行の速度及び選手相互の間隔を均一に行い、並走及び追越しをさせない。また、残余の周回については、原則として、自由走行とする。
- 4 選手紹介中、選手には常に正常な乗車姿勢で走行し、観客に疑惑を感じさせるような動作をさせない。
- 5 審判委員は、選手紹介が適正かつ円滑に行われるよう、選手の走行全般について観察する。

第2節 発走

- 1 審判委員は、25メートル線以内の地点における競走が適当でないと認めたときは、号砲、打鐘その他の合図により競走の進行を中止させ、改めて発走させる。なお、先頭固定競走（オリジナル）において先頭員の発走又は発走線から第1周回の第2コーナーまでの誘導が適当でないと認めたとき、また先頭固定競走（インターナショナル）において発走線から第1周回の第2コーナーまでの先頭員の誘導が適当でないと認めたときも同様とする。
- 2 再発走は、選手の責めに帰すことができない場合を除き2回を超えてはならない。
- 3 審判委員は、発走に際し再度不正な発走をした選手又は指示に従わない選手をその競走から除外することができる。
- 4 競走における発走の方法は、発走機を使用する方法により行う。ただし、発走機の故障等やむを得ない場合は、発走員の直接補助により行う。
- 5 先頭固定競走（オリジナル）における先頭員の発走及び先頭固定競走

(インターナショナル)における先頭員の助走の方法は、発走員又は発走補助員の直接補助若しくは発走機を使用する方法により行う。

第3節 競走の監視及び競走中の審判の業務

- 1 審判委員は、各係員と連係を密にし、次の事項について競走の監視を行う。
 - (1) 不適正走行（敢闘義務違反行為、競走妨害行為）、反安全走行（競走危険行為、注意義務違反行為）、秩序違反走行の有無等競技規則違反の事実について
 - (2) 自転車の故障又は身体の負傷の場合における競走の継続又は退避について
 - (3) 落車の場合における競走の継続について
 - (4) 選手の責めに帰すことのできない理由による競走における重大な支障について
- 2 審判委員は、自転車の故障又は身体の負傷により競走の継続が不可能となった選手が他の選手の走行に妨害となる場合は、競走の安全を確保するため、当該選手を内圏線の内側その他安全な場所に退避させる。
- 3 審判委員は、落車した選手が再乗できる状態にあっても、他の選手と交錯する危険が生じ、競走に重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合は、競走の安全を確保するため、当該選手を内圏線の内側その他安全な場所に退避させる。
- 4 審判委員は、落車した選手が自力で事後の競走を継続することができないと判断した場合は、当該選手を内圏線の内側その他安全な場所に退避させる。
- 5 審判委員は、先頭選手を注視し、残余の周回数を確実に選手に通告する。
- 6 審判員は、選手の競走形態を観察し記録する。

第4節 競走の停止

審判長は、競技規則第73条第2号から第7号まで（以下この要領に

において参照する競技規則の条、項及び号の番号は、「〇〇県自転車競走競技規則に関するガイドライン」による。)の事態が発生したときは、速やかに審判員を指揮して、適切な方法により競走を停止し、開催執務委員長(以下「委員長」という。)、競技委員長、選手管理委員、番組編成委員及び投票委員に通報する。

第5節 着順の判定

- 1 審判委員は、次の各号に掲げる瞬間をもって選手の決勝線到達時期を判定し、着順を判定する。
 - (1) 選手と自転車が一体で決勝線に到達した場合は、車輪の一端が決勝線の垂直面に到達した瞬間
 - (2) 競技規則第19条第1項ただし書の規定により選手が自転車に乗らずに決勝線に到達した場合は、車輪の一端が決勝線の垂直面に到達した瞬間
 - (3) 競技規則第19条第2項の規定により選手と自転車が離れて決勝線に到達した場合は、選手又は自転車のうちいずれか後着した方の最前部(自転車にあっては車輪の一端)が決勝線の垂直面に到達した瞬間
- 2 選手の着順の判定は、判定写真を参考として行う。

なお、判定写真上において、他の選手と重なっている等、1の各号に掲げる瞬間が写し出されていない場合の着順判定については、選手及び自転車の位置関係等から着差があると判定することが合理的かつ妥当であると認められる場合は、着差をつける。また、選手及び自転車の位置関係等から同着であると判定することが合理的かつ妥当であると認められる場合は、同着とする。
- 3 審判委員は、選手の着順を判定したときは、委員長、競技委員長、選手管理委員及び投票委員に通報する。

第6節 着差の判定及び所要タイムの測定

審判委員は、選手の決勝線到達順位ごとに目視又は判定写真を参考と

して着差を判定し、また選手の所要タイムを測定する。

第7節 競技規則違反の審議、決定及び宣告

- 1 審判委員は、競技規則に違反した疑いのある選手があったときは、関係する審判員を集合させ、その違反についての審議を行う。
- 2 審判委員は、審議の結果、失格を決定したときは、当該競走の勝者を決定するまでに失格の宣告を行う。
- 3 審判委員は、失格とならない違反行為について重大走行注意（以下「重注」という。）又は走行注意（以下「走注」という。）を決定したときは、速やかに当該選手に通告する。

第8節 勝者の決定

- 1 審判委員は、着順の判定及び所要タイムの測定並びに失格の審議、決定及び宣告を行った後、当該競走の勝者を決定する。

なお、失格した選手があったときは、着順を順次繰り上げる。

- 2 審判委員は、勝者を決定したときは、委員長、競技委員長、選手管理委員及び投票委員に通報する。
- 3 審判委員は、勝者を決定したときは、その掲示を行う。

第9節 報道

審判委員は、選手紹介、選手入場、発走、赤旗掲示、失格の有無、競走中の事故、着順、勝者の決定、競走停止、競走不成立等審判に関する報道を行う。

第4章 執務の要領

第1節 普通競走における執務

1 審判長

(1) 前日業務

- ① 審判長は、審判委員等の点呼を行い、各部署別に審判業務に必要な器材の整理及び審判控室、競走路の点検、整備を行わせ、その報告を受ける。

② 審判長は、必要に応じ審判委員等に業務の指導及び適切な指示を行う。

③ 審判長は、参加選手に対し競技に関する注意事項を周知徹底する。

(2) 当日業務

① 審判長は、第1競走発走1時間前に審判委員等の点呼を行う。

② 審判長は、点呼を終了した後、当該競輪の審判業務の配置を定め、審判委員等に周知徹底するとともに、競技委員長に報告する。

③ 審判長は、各部署別に器材、備品の点検、整備を指示し、かつ審判員の報告を受ける。

④ 審判長は、第1競走出走選手紹介開始30分前に業務に関するすべての準備を完了させる。

また、投票委員と車券発売時間について密接に連絡を行い、これを審判委員等に周知徹底する。

⑤ 選手紹介

ア 審判長は、所定の時刻に発走合図員をして選手管理委員に選手紹介開始を通報させ、選手紹介を行う。

イ 審判長は、審判員に指示し、選手紹介中の監視を行わせ、選手紹介終了後当該審判員から異状の有無について報告を受ける。

ウ 審判長は、選手紹介中の監視の結果、異状があった場合は、関係委員に通報する。

エ 審判長は、選手紹介時に周回通告員又は発走合図員をして所定の場所において選手管理委員から回付された出場確定書により出走選手の確認及び選手紹介中の選手の監視を行わせ、選手紹介終了後異状の有無の報告を受ける。

オ 審判長は、選手紹介開始を審判放送員に通告して、選手紹介に必要な放送を行わせる。

カ 審判長は、選手紹介中落車により負傷若しくは自転車の故障又

は急病が発生した場合は、審判放送員に直ちにその理由を放送させるとともに、当該選手の出走可否の状況を選手管理委員又は検車委員の通報を受けて、再度その状況を放送させる。

⑥ 投票締切り 5 分前

ア 審判長は、投票締切り 5 分前の通知を受けたときは、審判委員等に執務準備を行わせるため、電鈴等により「執務準備態勢とれ」を通告する。

イ 審判長は、計測員に風向、風速、気温、雨量等の測定を行わせその報告を受ける。

ウ 審判長は、走路審判員に競走路の点検を行わせるとともに異状の有無の報告を受ける。

エ 審判長は、周回通告員に当該競走距離の周回告知板の表示数及び打鐘器具等を点検確認させ、その報告を受ける。

オ 審判長は、決勝審判員に、写真判定設備を点検確認させ、その報告を受ける。

カ 審判長は、計時員に使用秒時計の点検調整及び計時記録表の準備等を行わせ、その報告を受ける。

キ 審判長は、発走合図員にピストルの点検を行わせるとともに紙雷管を装てんさせ、その報告を受ける。

ク 審判長は、記録員に決定掲示器具の点検確認を行わせ、その報告を受ける。

ケ 審判長は、出走予定時刻を正確に把握して当該競走を実施する。

⑦ 投票締切り 1 分前

審判長は、投票締切り 1 分前の通告を受けたときは、電鈴等により審判委員等に「執務態勢整え」を通告する。

⑧ 投票締切り

審判長は、投票締切りの通報を受けたときは、電鈴等により審判委員等に対し「整列」を指示する。

⑨ 配置付け

審判長は、審判委員等全員が所定の場所に整列した後、呼笛等により「配置付け」を指示するとともに決勝審判塔の所定の位置に着き審判委員等配置状況を確認する。

⑩ 選手入場から発走まで

ア 審判長は、審判委員等がそれぞれ定位置に着いた後、適宜、発走合図員をして「選手入場よし」を選手管理員に通報し選手を競走路に入場させる。

イ 審判長は、発走員の「発走準備完了」の報告を受けた後、直ちに呼笛と標旗「白」をもって審判員に「発走準備完了」の通告を行うとともに、走路審判員の応答を確認する。

ウ 審判長は、イの通告終了後直ちに審判放送員に当該競走「発走」の放送を行わせる。

エ 審判長は、発走に当たり競技規則第9条の規定に基づき選手を除外した場合は直ちにこの旨を委員長等関係委員に通報する。

⑪ 発走から25メートル線通過まで

ア 審判長は、選手が発走后25メートル線を通過したときは、直ちに記録員に指示して、「発走」を委員長等関係委員に通報させる。

イ 審判長は、クリップバンドの切れ、外れ等、自転車の故障を監視し、発走が適当でないと認めたときは、発走合図員をして選手に対し再発走を通告する。

ウ 審判長は、発走合図員の再発走の号砲があったときは打鐘員に乱打を指示するとともに標旗「赤」及び呼笛等をもって審判委員等に再発走を行う旨の通告を行う。

なお、記録員に指示して委員長等関係委員に再発走を行う旨通報する。

エ 審判長は、ウの再発走を行う旨の通告をした後、直ちに審判放

送員に指示して、この旨を放送させる。

オ 審判長は、発走員から「発走準備完了」の報告を受けた後、直ちに標旗「白」と呼笛等をもって審判員に発走準備完了の通告を行うとともに走路審判員の応答を確認する。

なお、審判放送員に指示して、発走のための放送を行わせる。

カ 審判長は、発走から25メートル線までにおいて身体の負傷、自転車の故障又は急病を起こした選手に対しては、直ちに検査又は診療を行わせる。

なお、身体の負傷の診療又は自転車の故障の検査の経過、結果並びに出走の可否について検車委員及び選手管理委員の通報を受け、審判放送員に指示してこの旨を放送させる。

⑫ 競走の監視

ア 審判長は、選手の走行状況を全般にわたり監視する。

イ 審判長は、競走周回ごとに周回告知板の掲示数をその都度確認するとともに、打鐘周回においては周回員及び打鐘員と連絡し、打鐘時期の確認を行う。

ウ 審判長は、競走中走路審判員から競技規則違反の状況及び選手の責めに帰することのできない事由発生の報告のあった場合は適切な判断を行い、走路審判員が明確な処置が行えるよう適切な指示を与える。

⑬ 決勝線到達

ア 審判長は、選手の決勝線到達順位を記録する。

イ 審判長は、選手全員の決勝線到達を確認した後、競走中の事故の有無を審判員から報告を受け、これに呼笛、標旗等をもって応答し、審判員を直ちに審判員控室に復帰させる。

ウ 審判長は、直ちに決勝審判員から決勝線到達順位の報告を受けると同時に、これを確認の後、記録員に指示して到達順位を委員長等関係委員に通報する。

エ 審判長は、着順の決定を行うときは、判定写真を確認して着順の判定を行う。

なお、写真を拡大して判定する場合は、審判放送員にこの旨放送させるとともに委員長等関係委員に通報する。

オ 審判長は、走路審判員から競走中の事故について報告を受け、違反行為について審議を行う場合は、当該選手名及び選手番号その他必要事項を審判放送員に放送させ、かつ違反行為を報告した走路審判員及び必要に応じ隣接する走路審判員を立ち合わせて審議し、判定を行う。

カ 審判長は、競走中全力をもって競走しなかった選手、落車した選手及び自転車が故障した選手に対して、競走終了後直ちに選手管理委員及び検車委員に連絡し、身体及び自転車の検査を行わせその結果を確認する。

キ 審判長は、失格と判定した選手にその旨を宣告する。

⑭ 勝者の決定

審判長は、決勝審判員から着順の判定及び着差、走路審判員から違反行為の有無及びその状況、先頭通過審判員から先頭通過の判定、計時員から計測等の報告をそれぞれ受けた後、着順の決定を行い勝者を決定する。

なお、勝者を決定した場合は様式第4による着順決定表をもって委員長等関係委員に通報し、記録員及び審判放送員に指示して勝者に関する決定掲示及び放送を行わせる。

⑮ 勝者決定後

ア 審判長は、勝者決定後記録員に指示して様式第3による競輪成績表を作成させ、委員長等関係委員に報告する。

イ 審判長は、判定写真を拡大して判定を行ったときは、当該写真を委員長及び競技委員長に提出するとともに観客に掲示する。

ウ 審判長は、選手の着順成績、違反行為の審議、自転車の事故、

身体の負傷等競走に異状があった場合は、審判放送員に指示して放送を行わせる。

エ 審判長は、違反行為の審議の結果、重注又は走注を判定した選手にその旨を通告する。

オ 審判長は、必要に応じ競走の態度が不良な選手に対し注意を与え、かつ戒める。

カ 審判長は、競走において特に敢闘したと認められる選手について選手管理委員と協議の上、委員長等関係委員にその旨を報告する。

キ 審判長は、制裁審議会の開催を必要と認める場合は委員長にその旨を要請するとともに、制裁審議会において意見を述べる。

ク 審判長は、選手管理委員が競輪報告書を作成する場合は、これに協力する。

2 副審判長

(1) 副審判長は、審判長の職務を補佐し、審判長に事故があるときはその職務を代行する。

(2) 副審判長は、審判長の指示命令事項の伝達及び各審判員の報告事項の受理を代行することができる。

3 発走合図員

(1) 前日業務

発走合図員は、発走員と協力して発走補助員に発走機の組立て、点検、その他発走業務に必要な器材の整備、点検を行い、終了したときは審判長に報告する。

(2) 当日業務

① 発走合図員は、発走員と協力して発走補助員に発走機の点検、確認及び発走合図用ピストル、紙雷管、空気入れ、その他の器材の点検、整備を行わせ、これを確認した後、審判長に報告する。

② 選手紹介

発走合図員は、審判長の指示により所定の場所において選手紹介開始を標旗「白」等により選手管理員に通報する。

選手紹介に当たっては、出場選手確定表をもって当該競走出走選手の確認を行った後、異状の有無について審判長に報告する。

③ 投票締切り 5分前

発走合図員は、審判長から投票締切り 5分前の通告を受けたときは、ピストルを点検、紙雷管の装てんをし、所定の場所に保管した後、「準備完了」を審判長に報告する。

④ 投票締切り 1分前

発走合図員は、審判長から投票締切り 1分前の通告を受けたときは、ピストルの再点検並びに呼笛及び標旗「白」の点検を行い、執務準備態勢を整える。

⑤ 投票締切り

発走合図員は、審判長の投票締切りの通告を受けたときは、標旗「白」と呼笛を携行し、所定の場所に整列する。

⑥ 配置付け

発走合図員は、審判長から「配置付け」の通告を受けたときは、所定の位置に待機する。

⑦ 選手入場から発走まで

ア 発走合図員は、審判委員等が所定の配置に付いたことを確認の後、審判長の指示を受けて、標旗「白」又は呼笛等により選手入場を選手管理員に通報し選手を入場させる。

イ 発走合図員は、選手が発走線に到達したとき発走台の定位置に着き、発走準備完了まで待機する。

⑧ 発走から 25メートル線通過まで

ア 発走合図員は、審判長の「発走準備完了」の通告を受け、発走告知の場内放送を確認し、出走選手に呼笛により注意を喚起した後、「用意」の予令をかけ、号砲により全選手を一斉に発走させ

る。

イ 発走合図員は、発走号砲不発の場合及び発走から25メートル線以内の地点における発走状況を注視して発走が適当でないと認める場合は、発走やり直しを告知するために連続2発の号砲又は発声等をもって競走を中止させ、審判長及び打鐘員に通報した後、選手を発走線に戻らせる指示を行い、速やかに次の発走準備態勢を整える。

なお、適当でない発走を行った選手及び原因を速やかに審判長に報告する。

ウ 発走合図員は、審判長から発走に関し指示があった場合は、これを出走選手に周知徹底する。

エ 発走合図員は、発走から25メートル線以内において落車、負傷、自転車の故障等を発見した場合は前述の再発走を行うための処置を行った後、当該選手の事故の状況を速やかに把握し、審判長に報告し、審判長の指示を受けて検査又は診察のための適当な処置を行う。

オ 発走合図員は、再度不正な発走をした選手又は指示に従わない選手を審判長に報告する。

カ 発走合図員は、選手が全員25メートル線を通過後はピストルを所定の場所に格納し、所定の位置に着き審判長の指示に従う。

4 発走員

(1) 前日業務

発走員は、発走合図員と協力し発走補助員に指示して発走業務に必要な器材の整備、点検を行い、終了したときは、審判長に報告する。

(2) 当日業務

① 発走員は、発走合図員と協力し発走補助員に発走業務に必要な器材を整備、点検させ所定の場所に設置させる。

② 発走員は、発走補助員の業務が終了したときは、異状の有無を確

認して審判長に報告する。

③ 投票締切り 5 分前

発走員は、審判長から投票締切り 5 分前の通告を受けたときは、発走補助員に指示して発走機の点検を行わせ異状の有無を審判長に報告する。

④ 投票締切り 1 分前

発走員は、審判長から投票締切り 1 分前の通告を受けたときは、発走補助員を掌握し執務準備態勢を整える。

⑤ 投票締切り

発走員は、審判長から投票締切りの通告を受けたときは、所定の場所に整列する。

⑥ 配置付け

発走員は、審判長から「配置付け」の通告を受けたときは、所定の位置に待機する。

⑦ 選手入場から発走まで

ア 発走員は、選手の入場から発走線に着くまでの走行状況を注視し、選手が発走線に着いたとき選手番号順に発走機に自転車を装着するよう指示する。

イ 発走員は、選手が準備完了したとき「発走準備よし」を審判長に通告する。

⑧ 発走から 25 メートル線通過まで

ア 発走員は、選手が発走から 25 メートル線を通過するまでの発走状況を注視し、適当でない発走を行った選手を発見した場合は審判長及び発走合図員に通告する。

イ 発走員は、再発走を行う場合は⑦の方法に準拠して選手の発走準備態勢を整える。

⑨ 競走の監視

発走員は、競走中の選手の競走状況を注視する。

5 決勝審判員

(1) 前日業務

決勝審判員は、決勝審判業務に必要な器材及び備品の整備・点検を行い、終了したときは、審判長に報告する。

(2) 当日業務

① 決勝審判員は、前日整備した器材及び備品の再点検を行い、終了したときは、審判長に報告する。

② 投票締切り 5 分前

決勝審判員は、審判長から投票締切り 5 分前の通告を受けたときは、記録用紙及び器材の点検を行う。

③ 投票締切り 1 分前

決勝審判員は、審判長から投票締切り 1 分前の通告を受けたときは、記録用紙及び器材を携行し執務準備態勢を整える。

④ 投票締切り

決勝審判員は、審判長から投票締切りの通告を受けたときは、所定の場所に整列する。

⑤ 配置付け

決勝審判員は、審判長から「配置付け」の通告を受けたときは、決勝審判塔の所定の場所に位置し、待機する。

⑥ 選手入場から発走まで

ア 決勝審判員は、選手の入場から発走線に着くまでの走行状態を注視するとともに、選手の着用するヘルメット覆いと選手番号の確認を行う。

イ 決勝審判員は、決勝線付近の競走路の点検並びに写真判定設備の点検を行い、日付及び競走番号を確認する。

⑦ 発走から 25メートル線通過まで

決勝審判員は、選手が 25メートル線を通過するまでの状況を注視し、適当でない発走をした選手があった場合は審判長に通告す

る。

⑧ 競走の監視

ア 決勝審判員は、審判長から指示された場所における競走中の選手の競走形態を記録する。

イ 決勝審判員は、周回数を記録するとともに周回告知板と照合し、その確認を行う。

なお、異状を発見した場合は記録を照合、確認した後、審判長に通告する。

⑨ 決勝線到達

ア 決勝審判員は、選手の決勝線到達順位を判定し、決勝線到達順位を記録する。

イ 決勝審判員は、審判長の競走終了の合図を確認の後、写真員からの到達順位とを照合し、着順及び着差を審判長、記録員及び審判放送員に通報する。

なお、決勝線到達順位の状況によっては写真参考を必要とする旨を併せて通報する。

ウ 決勝審判員は、写真を参考とするときは、記録表と参考写真とを照合し順位を確認した後、審判長に記録表と参考写真を提出し審判長の着順の決定を受ける。

⑩ 勝者決定後

ア 決勝審判員は、勝者決定放送及び着順成績の放送を審判長の指示する場所において各人の記録表をもってこれを確認する。

イ 決勝審判員は、記録員の作成した競輪記録表（様式第1）及び競輪成績表（様式第3）を自己の記録表と照合して確認する。

6 写真員

(1) 前日業務

写真員は、写真判定業務に必要な器材及び備品の整備、点検を行い、終了したときは、審判長に報告する。

(2) 当日業務

① 写真員は、前日整備した器材及び備品の再点検を行い、終了したときは、審判長に報告する。

② 投票締切り 5 分前

写真員は、審判長から投票締切り 5 分前の通告を受けたときは、写真判定設備の点検を行い、日付及び競走番号を確認の上、審判長に異状の有無を報告する。

③ 投票締切り 1 分前

写真員は、審判長から投票締切り 1 分前の通告を受けたときは、所定の場所に位置し、執務準備態勢を整える。

④ 発走から 25メートル線通過まで

写真員は、発走状況を注視する。

⑤ 競走の監視

写真員は、先頭の選手が決勝線約 20メートル前に差し掛かったとき撮影を開始する。

⑥ 決勝線到達

ア 写真員は、選手のでい団が決勝線を通過したことを確認して撮影を中止し、決勝審判員に到達順位及び着差を報告する。

イ 写真員は、選手又は自転車重なって内側の判定が困難と思われる場合は、直ちにこの旨審判長に報告するとともに、引き伸ばしを行う。

7 走路審判員

(1) 前日業務

走路審判員は、走路審判業務に必要な器材及び備品の整備、点検を行い、所定の場所に保管するとともに、競走路のき裂、破損の点検及び走路審判塔の点検を行い、終了したときは、審判長に報告する。

(2) 当日業務

① 走路審判員は、前日整備した器材及び備品の再点検を行い、通話

装置を設置し、終了したときは、審判長に報告する。

- ② 走路審判員は、走路審判補助員に記録表を作成させる。
- ③ 走路審判員は、走路審判補助員に標旗「赤白」を各走路審判塔の所定の場所に据え付けさせるとともに、走路審判員用自転車を整備、点検させ所定の場所に整然と配置させる。

④ 選手紹介

走路審判員は、審判長の指示に基づき選手紹介中の選手の走行状況を監視し、終了後異状の有無を審判長に報告する。

⑤ 投票締切り 5 分前

走路審判員は、審判長から投票締切り 5 分前の通告を受けたときは、あらかじめ指示された走路審判員 2 名で競走路を周回し、障害物及びき裂等について点検を行い、終了後審判長にその状況を報告する。

⑥ 投票締切り 1 分前

走路審判員は、審判長から投票締切り 1 分前の通告を受けたときは、記録用具を携行し執務準備態勢を整える。

⑦ 投票締切り

走路審判員は、審判長から投票締切りの通告を受けたときは、所定の場所に整列する。

⑧ 配置付け

走路審判員は、審判長から「配置付け」の通告を受けたときは、競走路の点検を行いつつ、それぞれの走路審判塔下の所定の場所に位置し決勝審判塔に向かって直立して待機する。

⑨ 選手入場から発走まで

ア 走路審判員は、選手の入場から発走線に着くまでの走行状態を注視する。

イ 走路審判員は、選手が発走線に着いたとき走路審判塔に登り、決勝審判塔に向かって待機する。

ウ 走路審判員は、審判長の「発走準備完了」の合図を受けたとき、準備完了を標旗「白」を右手に持って真横に掲示し応答する。

なお、競走路に異状があった場合は、速やかに審判長に報告するとともに、支障のないよう処置する。

⑩ 発走から25メートル線通過まで

走路審判員は、審判長から再発走の通告を受けたときは、これを確認した後、直ちに標旗「赤」を真横に掲示してこれに応答し、また呼笛等により選手を停止させる。

なお、再発走の場合の発走までの執務の要領は⑨のウに準じて行う。

⑪ 競走の監視

ア 走路審判員の競走の監視範囲は、隣接する走路審判員と重複して監視し、自己の監視範囲内の違反行為及び競走形態その他競走中における状況を把握し、かつ記録表に記入して競走を監視する。

イ 走路審判員は、競走中選手に違反行為があった場合は、必要に応じ原因経過及び結果を迅速かつ明確に審判長に報告する。

なお、これについて審判長から指示があった場合は、その指示に従う。

ウ 走路審判員は、落車及びパンクその他自転車の故障により競走の継続が不可能となった選手があったときは、その選手及び原因を審判長に報告し審判長の指示を受けて当該選手を内圏線の内側その他安全な場所に退避させる。

なお、状況により走路審判補助員を退避又は救護に当たらせる。

エ 走路審判員は、競走路を常に監視し、異状があった場合は審判長に報告するとともに、走路審判補助員に指示してこれの除去を行わせ、その完了を審判長に報告する。

オ 走路審判員は、選手が発走後25メートル線を通じた後、選手の責めに帰することのできない事由により競走に重大な支障が生じたときは、直ちに審判長に報告し、競走停止の指示を受けた場合は標旗「赤白」を両手で交互に振りつつ呼笛を連続吹鳴する。

⑫ 決勝線到達

ア 走路審判員は、選手全員の決勝線到達を確認した後、競走に失格の疑いがないと認めたときは、標旗「白」を、失格の疑いがあり審議の必要があると認めたときは標旗「赤」を、右手で真横に一斉に掲げて審判長に報告し応答を確認した後、速やかに審判員控室に戻り、第1コーナー走路審判員から順次異状の有無を審判長に報告する。

なお、標旗「赤」が掲示された場合は、これを掲示した走路審判員が優先して審判長に報告する。

イ 走路審判員は、失格の疑いのある選手があった場合は、その周回数、場所、当該選手番号及び行為内容の原因、経過並びに結果を詳細に審判長に報告する。

なお、審議については当該走路審判員は必ず立ち会う。また必要に応じ隣接する走路審判員も立ち会う。

ウ 選手が違反行為があったと判定された場合は、当該走路審判員は、違反行為報告書及び通知書(様式第10)を作成し、審判長の確認を受けた後、記録員に回付する。

エ 競走中落車があった場合は、当該走路審判員はその原因を詳細に審判長に報告するとともに落車報告書(様式第12)を作成し、審判長の確認を受けた後、記録員に回付する。

オ 競走中自転車の事故及び身体の負傷等があった場合は、当該走路審判員は事故報告書(様式第11)を作成し、審判長の確認を受けた後、記録員に回付する。

カ 走路審判員は、担当した監視範囲の競走状況を走路記録表(様

式第2)に記載し、これを確認して記録員に提出する。

8 先頭通過審判員

(1) 前日業務

先頭通過審判員は、業務に必要な器材及び備品の整備を行い、終了したときは、審判長に報告する。

(2) 当日業務

① 先頭通過審判員は、前日整備した器材及び備品の再点検を行い、終了したときは、審判長に報告する。

② 先頭通過審判員は、走路審判補助員に先頭通過判定記録表及び記録表を作成させた後、これを点検保管する。

③ 選手紹介

先頭通過審判員は、審判長の指示に基づき選手紹介中の選手の走行状況を監視し、終了後異状の有無を審判長に報告する。

④ 投票締切り 5 分前

先頭通過審判員は、審判長の指示により走路審判員と協力して競走路の点検を行う。

⑤ 投票締切り 1 分前

先頭通過審判員は、審判長から投票締切り 1 分前の通告を受けたときは、記録用具を携行し執務準備態勢を整える。

⑥ 投票締切り

先頭通過審判員は、審判長から投票締切りの通告を受けたときは、所定の場所に整列する。

⑦ 配置付け

先頭通過審判員は、審判長から「配置付け」の通告を受けたときは、ホーム・ストレッチの先頭通過審判員にあつては、決勝審判塔の所定の位置に着き、バック・ストレッチの先頭通過審判員にあつては、あらかじめ競走路の異状を点検しつつ所定の場所に位置した後、決勝審判塔に向かって直立して待機する。

⑧ 選手入場から発走まで

先頭通過審判員は、選手の入場から発走線に着くまでの走行状況を注視する。

⑨ 競走の監視

ア 先頭通過審判員は、毎周回の先頭判定線に先頭で到達した選手を判定し、その選手番号を記録表に記録する。

なお、ホーム・ストレッチ及びバック・ストレッチ先頭通過審判員は相互に連絡し記録を照合する。

イ 先頭通過審判員は、落車及びパンクその他自転車の故障により競走の継続が不可能となった選手があったときは、その選手及び原因を審判長に報告し、判定に支障のない範囲内において当該選手を内圏線の内側その他安全な場所に退避させる。ただし、補助員が到着したときは自己の任務に速やかに戻る。

ウ 先頭通過審判員は、競走路を常に監視し、異状があった場合は審判長に報告した後その処置を行う。

⑩ 決勝線到達

ア 先頭通過審判員（バック・ストレッチ）は、選手全員が決勝線に到達したのを確認した後、決勝審判塔に向かって待機し、審判長からの競走終了の合図を受けたときは、速やかに審判員控室に戻りホーム・ストレッチの先頭通過審判員と先頭取得本数及び当該選手番号を照合し、これを確認の後審判長に報告する。

なお、記録状況を先頭通過判定記録表に記録し、記録員に通報する。

イ 先頭通過審判員は、違反行為を把握した場合は、当該走路審判員及び審判長に報告する。

9 全周走路審判員

(1) 前日業務

全周走路審判員は、業務に必要な器材及び備品の整備、点検を行い、

終了したときは、審判長に報告する。

(2) 当日業務

① 全周走路審判員は、前日整備した器材及び備品の再点検を行い、所定の位置に据え付け、終了したときは、審判長に報告する。

② 選手紹介

全周走路審判員は、所定の位置で選手の走行状況等を監視する。

③ 投票締切り 5 分前

全周走路審判員は、業務に必要な器材及び備品の点検を行う。

④ 投票締切り 1 分前

全周走路審判員は、審判長から投票締切り 1 分前の通告を受けたときは、執務準備態勢を整える。

⑤ 投票締切り

全周走路審判員は、審判長から投票締切りの通告を受けたときは、所定の位置に着き待機する。

⑥ 配置付け

全周走路審判員は、審判長から「配置付け」の通告を受けたときは、⑤の位置で待機する。

⑦ 選手入場から発走まで

全周走路審判員は、選手の入場から発走線に着くまでの走行状況及び競走路の異状について監視する。

⑧ 発走から 25 メートル線通過まで

全周走路審判員は、競走路の異状について監視する。

⑨ 競走の監視

ア 全周走路審判員は、選手の責めに帰することのできない事由により競走に重大な支障を生じる状況について監視する。

イ 全周走路審判員は、選手の自転車の事故の状況を監視する。

ウ 全周走路審判員は、自転車に何らの故障なく、また身体に何らの障害がないにもかかわらず、競走中故意に力を抜き競走に全力

を傾注しない選手を監視する。

エ 全周走路審判員は、常に後位にあり、全力疾走することなく横見その他終始ダラダラと走行して勝利を得ようとする意志のない選手を監視する。

オ 全周走路審判員は、競走周回を錯誤して競走した選手を監視する。

カ 全周走路審判員は、チギレ・レースになったにもかかわらず追走しなかった選手を監視する。

キ 全周走路審判員は、暴走して競走終了まで全力を発揮できない選手について監視する。

ク 全周走路審判員は、過度の牽制をしたため勝機を逸した選手について監視する。

ケ 全周走路審判員は、ペースメーカーとなって競走した選手について監視する。

コ 全周走路審判員は、競走の継続が不可能となり退避する際に他の選手に妨害を与えた選手及び内圏線の内側の所定の場所に退避しなかった選手について監視する。

サ 全周走路審判員は、落車した選手が競走継続可能と認められるにもかかわらず事後の競走を継続しない選手について監視する。

なお、競走継続のため再乗する際他人の援助を受けたかどうかの状況を監視する。

シ 全周走路審判員は、その他競走を放棄する等、公正な競走を行わなかった選手について監視する。

ス 全周走路審判員は、以上の状況を記録し、アの事項について発見した場合は直ちに審判長に報告し、その指示を受ける。

セ 全周走路審判員は、決勝線到達寸前の選手の競走形態を記録する。

⑩ 決勝線到達

ア 全周走路審判員は、審判長の競走終了の合図を確認し、審判長に競走中の異状について報告した後、審判長が選手の身体又は自転車の検査を行う場合には、その指示を受け、業務処理の補助を行う。

イ 全周走路審判員は、決勝線到達寸前の選手の競走形態を審判長に報告する。

10 計時員

(1) 前日業務

- ① 計時員は、業務に必要な器材及び備品の整備、点検を行い、終了したときは、審判長に報告する。
- ② 計時員は、全国最高記録及び当該競輪場最高記録並びに当該競輪場制限タイム等を確認する。

(2) 当日業務

- ① 計時員は、前日整備した器材及び備品の再点検を行い、終了したときは、審判長に報告する。
- ② 投票締切り 5 分前
計時員は、審判長から投票締切り 5 分前の通告を受けたときは、時計を点検した後、始動（1 分以上行うこと。）を行って調整する。
- ③ 投票締切り 1 分前
計時員は、審判長から投票締切り 1 分前の通告を受けたときは、執務準備態勢を整える。
- ④ 投票締切り
計時員は、審判長から投票締切りの通告を受けたときは、所定の場所に整列する。
- ⑤ 配置付け
計時員は、審判長から「配置付け」の通告を受けたときは、直ちに決勝審判塔の所定の場所に位置する。
- ⑥ 選手入場から発走まで

ア 計時員は、選手の入場から発走線に着くまでの間において、秒針がスタートの位置にあるのを確認した後、「準備よし」を審判長に報告する。

イ 計時員は、審判長の「発走準備よし」の合図の通告及び発走告知放送を確認した後、発走合図員を注視し、号砲の煙又は光をもって計時を開始する。

⑦ 発走から25メートル線通過まで

計時員は、選手が25メートル線を通過するまでの走行状況を注視し、異状を発見した場合は直ちに審判長に通報する。

⑧ 決勝線到達

ア 計時員は、選手の自転車の前輪の前端が決勝線の内側の切さい部に到達したときタイムを測定する。

イ 計時員は、審判長の競走終了の通告を受けた後、直ちに各計時員のタイムを照合し、各記録及び制限タイムを確認した後、決勝線到達順に所要タイム、上がりタイムを審判長及び決勝審判員に報告する。

なお、各記録を更新した場合及び制限タイムを超えた場合は、その該当者（着位）及びタイムを報告する。

ウ 計時員は、審判長に記録の報告を終了した後、写真員と連絡をとり計時記録表（様式第7）を作成し、確認した後記録員に提出する。

11 周回員

(1) 前日業務

周回員は、業務に必要な器材及び備品の整備、点検を行い、終了したときは、審判長に報告する。

(2) 当日業務

① 周回員は、前日整備した器材及び備品の再点検を行い、所定の場所に据え付け、終了したときは、審判長に報告する。

② 選手紹介

周回員は、審判長の指示により選手紹介時の監視業務に当たる。

③ 投票締切り 5 分前

周回員は、審判長から投票締切り 5 分前の通告を受けたときは、周回告知板を点検し、表示番号が当該競走距離に適合していることを出走表と確認し、審判長に「第〇競走、〇メートル、周回板〇番 掲示異状なし」と報告する。

④ 投票締切り 1 分前

周回員は、審判長から投票締切り 1 分前の通告を受けたときは、審判員控室において打鐘員と「第〇競走〇周」を相互に確認し、執務準備態勢を整える。

⑤ 投票締切り

周回員は、審判長から投票締切りの通告を受けたときは、所定の場所に整列する。

⑥ 配置付け

周回員は、審判長から「配置付け」の通告を受けたときは、速やかに周回告知板付近の所定の場所に位置して決勝審判塔に向かって待機する。

⑦ 選手入場から発走まで

⑥の位置で待機する。

⑧ 発走から 25メートル線通過まで

周回員は、選手が 25メートル線を通過するまでの走行状況を注視する。

⑨ 競走の監視

ア 周回員は、選手全員が 25メートル線を異状なく通過したのを確認した後、選手の先頭に重点を置いて正確な周回告知が行えるよう競走を注視する。

イ 周回員は、毎周回のホーム・ストレッチ・ラインを最後尾選手

(正常の場合)が通過したのを確認した後、次の周回数を示す告知板の表示数を確認してこれを明示する。

なお、この際「あと〇周」と自己確認する。

ウ 周回員は、最終周回前回に入るホーム・ストレッチ・ラインを最後尾選手が通過したのを確認の後、打鐘周回であることを周回告知板と照合確認した後、「打鐘」を発声して打鐘員と相互に確認を行う。

エ 周回員は、最終周回の周回告知が終了した後は競走を注視し、特に最終周回ホーム・ストレッチの競走については走路審判員に準じてこれを注視する。

なお、違反行為等を発見した場合は、競走終了後審判員控室で直ちに当該走路審判員に通告する。

⑩ 決勝線到達

周回員は、選手全員が決勝線に到達したことを確認し、審判長の競走終了の合図を受けた後、次回競走に示す周回告知板の表示番号を整備、点検し、速やかに審判員控室に戻る。

12 打鐘員

(1) 前日業務

打鐘員は、業務に必要な器材及び備品の整備、点検を行い、終了したときは、審判長に報告する。

(2) 当日業務

① 打鐘員は、前日整備した器材及び備品の再点検を行い、終了したときは、審判長に報告する。

② 選手紹介

打鐘員は、審判長の指示により所定の場所において出場選手確定書に基づき当該競走出走選手について選手番号等を確認する。

③ 投票締切り 5分前

打鐘員は、業務に必要な器材及び備品等を点検、確認して審判長

に「打鐘異状なし、第○競走第○周回目打鐘」を報告する。

④ 投票締切り 1 分前

打鐘員は、審判長から投票締切り 1 分前の通告を受けたときは、審判員控室において周回員と「第○競走○周」を相互に確認し、執務準備態勢を整える。

⑤ 投票締切り

打鐘員は、審判長から投票締切りの通告を受けたときは、所定の場所に整列する。

⑥ 配置付け

打鐘員は、審判長から「配置付け」の通告を受けたときは、速やかに所定の場所に位置して決勝審判塔に向かって待機する。

⑦ 選手入場から発走まで

打鐘員は、選手の入場から発走線に着くまでの走行状況を注視する。

⑧ 発走から 25メートル線通過まで

打鐘員は、選手が 25メートル線を通過するまでの間の事故状況を監視し、異状があった場合は審判長及び発走合図員に通告する。また審判長の再発走の指示及び発走合図員の再発走の号砲の合図を確認したときは、鐘を乱打し、選手に再発走の通告を行う。

⑨ 競走の監視

ア 打鐘員は、選手全員が 25メートル線を異状なく通過したのを確認した後直ちに所定の場所に位置する。

イ 打鐘員は、每周回ホーム・ストレッチの判定線を最後尾の選手が通過した後、残余の周回数を確認する。

ウ 打鐘員は、選手が最終周回前回のホーム・ストレッチを通過したとき周回員と打鐘周回であることを相互に確認するとともに審判長にその旨通告し、審判長の確認の応答を受ける。

エ 打鐘員は、審判長からの「確認」の応答をうけた後、打鐘態勢

に入る。

オ 打鐘員は、先頭の選手が、最終周回前回バック・ストレッチ・ラインに到達したときに打鐘を開始し、先頭の選手が最終周回に入るホーム・ストレッチ・ラインに到達するまで継続する。

カ 打鐘員は、打鐘を終了した後は競走を注視する。

キ 打鐘員は、発走合図員の号砲不発又は競走中選手の責めに帰すことのできない事由により競走に重大な支障を生じたときは（打鐘の誤りのときを除く。）、審判長の指示を受けて直ちに鐘を乱打し、選手に競走を停止させるための通告を行う。

⑩ 決勝線到達

打鐘員は、選手全員が決勝線に到達したことを確認し、審判長の競走終了の合図を受けた後、周回員の次回競走の周回告知板の表示番号を点検し、速やかに審判員控室に戻る。

13 記録員

(1) 前日業務

① 記録員は業務に必要な次の記録表の整備、点検を行い、これを保管する。

ア 競輪記録表（様式第1）

イ 走路記録表（様式第2）

ウ 競輪成績表（様式第3）

エ 着順決定表（様式第4）

オ 決勝線到達及び着順判定表（様式第5）

カ 走路審判記録表（様式第6）

キ 計時記録表（様式第7）

ク 先頭通過判定表（様式第8）

ケ 先頭誘導選手誘導記録表（様式第9）

コ 違反行為報告書及び通知書（様式第10）

サ 事故報告書（様式第11）

シ 落車報告書（様式第12）

ス 競走停止報告書（様式第13）

セ 選手紹介中における執務記録報告書（様式第14）

② 記録員は、決定掲示に必要な器具の整備、点検を行う。

③ 記録員は、次の各部門と連絡用電話器の整備、点検を行い、終了したときは、審判長に報告する。

ア 委員長

イ 競技委員長

ウ 選手管理委員

エ 投票委員

オ 検車委員

(2) 当日業務

① 記録員は、前日整備した各記録表及び消耗品を再点検し、次により配布する。

ア 決勝線到達及び着順判定表……審判長、副審判長、決勝審判員

イ 計時記録表……計時員

ウ 先頭通過判定表……先頭通過判定員

エ 走路記録表……走路審判員

なお、その他の記録表は、一括整理保管し、直ちに提出できる態勢を整える。

② 記録員は、選手管理委員から出場選手確定書を受けたときは、変更事項を確認の上審判長、発走合図員、審判放送員及び走路審判員に連絡する。

③ 記録員は、出場選手確定書に変更があるときは、競輪成績表を訂正する。

④ 記録員は、出走表を受領し、②に準じて配布する。

⑤ 記録員は、出走表に基づき競輪成績表に選手名を記入、照合し、終了したときは、審判長に報告する。

⑥ 選手紹介

記録員は、選手紹介時において選手に事故等があった場合は、審判長の指示を受けてその内容等を委員長等関係委員に通報する。

⑦ 投票締切り 5 分前

記録員は、投票委員から投票締切り 5 分前の通知を受けたときは、審判長に報告し、その指示に従い電鈴等により「執務準備態勢とれ」を伝達する。

⑧ 投票締切り 1 分前

記録員は、投票委員から締切り 1 分前の連絡があったときは、⑦と同様の措置で「執務準備態勢整え」を伝達する。

⑨ 投票締切り

記録員は、⑦と同様の措置で「整列」を伝達する。

なお、締切りから発走までに要する時間を計時し、経過時間を審判長に報告する

⑩ 配置付け

記録員は、審判委員等の行動を注視する。

⑪ 選手入場から発走まで

記録員は、選手の入場から発走線に着くまでを注視し、事故があった場合は審判長の指示を受けて選手名及び原因を委員長等関係委員に連絡する。また自転車の故障があった場合は、検車委員に修理可能時間及び修理進行状態を、身体の負傷があった場合は、選手管理委員に診断及び治療状況を問い合わせこれを逐次審判長、発走合図員及び審判放送員に報告するとともに委員長等関係委員に通報する。

なお、自転車の修理又は身体の治療に要する時間を計時し審判長に報告し、競輪記録表に記録する。

⑫ 発走から 25メートル線通過まで

ア 記録員は、選手が 25メートル線を通過するまでの走行状況を

注視し、事故があった場合は審判長の指示を受けて⑩と同様の措置を行う。

イ 記録員は、発走後25メートル線内の地点において事故のない場合、25メートル線通過後直ちに委員長等関係委員に「第○競走発走」を連絡する。

ウ 記録員は、再発走の場合は審判長の指示により再発走の理由を審判放送員、委員長等関係委員に連絡し、自転車の修理又は身体の診断を要する場合はその状況について⑩に準じて業務を行う。

⑬ 競走の監視

記録員は、競走を注視し、自転車の故障、落車、その他異状があった場合は、審判長の指示を受けて選手名及び原因を委員長等関係委員に通報する。

⑭ 決勝線到達

ア 記録員は、選手が決勝線に到達した場合は速やかに到達順位（1着から3着まで）を審判長から受け、これを委員長等関係委員及び決定掲示員に「1着○番、2着○番、3着○番到達」を通報する。

イ 記録員は、審判長の競走終了の合図を注視し、赤旗が掲示された場合は、審判長の指示を受けて「第○コーナー審判、赤旗掲示、該当○番選手」を委員長等関係委員及び決定掲示員に通報する。

ウ 記録員は、審判長から写真判定の通告を受けたときは「○着○着写真判定」を委員長等関係委員及び決定掲示員に通報する。

エ 記録員は、選手の決勝線到達から勝者決定までの所要時間を計時し、記録する。

⑮ 記録員は、審判長が勝者を決定したときは、その指示を受けて着順決定表を作成して審判長の確認を受けた後、委員長等関係委員及び決定掲示員に「決定1着○番、2着○番、3着○番」を通報する。通報後着順決定表を委員長等関係委員に発送する。

⑩ 勝者決定後

- ア 記録員は、記録更新及び敢闘賞に該当する選手があった場合は、審判長の指示によりこの旨を委員長等関係委員に連絡し、記録更新賞下付願又は敢闘賞下付願を作成して審判長の確認を受けた後、所定の部署に発し1部を控えとして保管する。
- イ 記録員は、競輪成績表を作成した場合は、審判長の検印を受け必要部署に発送する。
- ウ 記録員は、競輪記録表を作成し、競走ごとの違反行為、落車、事故状況等細部にわたり記入し、審判長の検印を受けこれを保管する。
- エ 記録員は、その他審判業務に関する必要事項を記録し、記入後審判長の検印を受け必要部署に発送する。

⑪ 勝者決定掲示業務

- ア 決定掲示員は、記録員から到達順位の通告を受けたときは、必ず復唱し直ちに決定板に掲示する態勢を整える。
- イ 決定掲示員は、記録員から到達変更の通報があった場合は復唱し、速やかに該当数字板を差し替え、決定通告受領まで待機する。
- ウ 決定掲示員は、記録員から赤旗掲示の通報を受けた場合は、これを確認し、決定掲示に支障がないよう措置する。
- エ 決定掲示員は、記録員から写真判定又は着順の判定に時間を要する旨の通報を受けた場合は、これを復唱し、着順が入れ替わっても直ちに対応できる態勢を整える。
- オ 決定掲示員は、違反行為審議の対象が掲示着順に関係ある場合は○着までの着順を速やかに掲示できる態勢を整える。
- カ 決定掲示員は、記録員から「決定」の通告を受けたときは、これを復唱し、該当数字板を再度確認し、審判放送員の決定放送を聴取し、放送と同時に掲示する。

14 計測員

(1) 前日業務

計測員は、業務に必要な器材及び備品の整備、点検を行い、終了したときは、審判長に報告する。

(2) 当日業務

① 計測員は、前日整備した器材及び備品の再点検を行い、終了したときは、審判長に報告する。

② 投票締切り 5 分前

計測員は、審判長から投票締切り 5 分前の通告を受けたときは、風向、風速、気温、雨量を測定し、審判長に報告するとともに記録員に通報する。

③ 競走終了後

計測員は、審判長の指示により風向、風速、気温、雨量等を測定し、審判長に報告するとともに、記録員に通報する。

④ 計測員は、記録業務の補助を行う。

15 審判放送員

(1) 前日業務

① 審判放送員は、業務に必要な器材及び備品の整備、点検を行い、終了したときは、審判長に報告する。

② 審判放送員は、準備完了後放送を行い、放送器の各部の点検、感度、音域、音量、明瞭度について調整を行う。

③ 審判放送員は、予備電源（バッテリー）の異状を点検し、かつ予備電源を使用して、②の要領によりテストを行う。

④ 審判放送員は、スピーカーがすべて正常に作動しているかを他の係員の協力を得て調査点検する。

(2) 当日業務

① 審判放送員は、前日整備した器材及び備品を再点検し、前日業務の要領に準じ、放送点検を行った後、業務終了を審判長に報告する。

② 審判放送員は、機械故障等放送不能の場合は直ちに審判長に報告

し、記録員に連絡するとともに応急的修理及び予備放送器を使用する等予備的措置をとり、放送に支障のないよう措置する。

③ 審判放送員は、放送に際し次の事項を十分注意する。

ア 常に電源に注意すること。

イ 音量ダイヤルを適正にすること。

ウ 投票部門、その他の放送と重複しないように注意すること。

エ 放送中は他の雑音が入らないように注意するとともに放送以外のときは雑音が入らないようスイッチの開閉に特に注意すること。

オ 審判業務の内容と動きを絶えず注意し、業務の正確を期すること。

カ 標準語で話すこと。発音がめいりょうなこと。

キ アクセント、イントネーションに注意すること。

ク 間のとり方、句切りに注意すること。

ケ 放送速度はゆっくり、かみふくめるように話すこと。

勝者決定	1分間	100字～150字
------	-----	-----------

失格審議、その他	1分間	200字～220字
----------	-----	-----------

コ 数字は特にめいりょうに発音すること。

④ 放送

審判の放送は、本財団が定める審判放送要領に基づいて行う。

16 発走補助員

(1) 前日業務

① 発走補助員は、発走員及び発走合図員の指示を受けて業務に必要な器材及び備品の整備、点検を行い、終了したときは、発走合図員又は発走員に報告する。

(2) 当日業務

① 発走補助員は、発走員及び発走合図員の指示により前日整備した器材及び備品の再点検を行い、終了したときは、発走合図員又は発

走員に報告する。

② 投票締切り 5 分前

発走補助員は、審判長から投票締切り 5 分前の通告を受けたときは、発走機の点検を行う。

③ 投票締切り 1 分前

発走補助員は、審判長から投票締切り 1 分前の通告を受けたときは、執務準備態勢を整える。

④ 投票締切り

発走補助員は、審判長から投票締切りの通告を受けたときは、所定の場所に整列する。

⑤ 配置付け

発走補助員は、審判長から「配置付け」の通告を受けたときは、速やかに所定の位置につき直立して発走合図員を注視する。

⑥ 選手入場から発走まで

ア 発走補助員は、発走合図員が当該競走出走選手に入場を指示する合図と同時に発走機を走路に引き出し、選手が発走機に到達するまで直立して待機する。

イ 発走補助員は、選手が自転車を発走機に装着し乗車した後、自転車の前輪の前端が発走線上に位置するよう調整し、かつ靴底の溝にペダルの側板が完全に入っているか否か、またタイヤの空気圧を点検する。

なお、クリップバンドの切れ、クリップの故障等があったときは速やかに発走員に報告し、その指示により交換又は修理を行う。

ウ 発走補助員は、選手が完全に発走準備を終了したことを確認したときは、所定の位置に整列する。

⑦ 発走から 25メートル線通過まで

ア 発走補助員は、審判長の発走準備完了の通告を受け、かつ発走

告知の放送を確認した後、速やかに所定の位置で選手が25メートル線を通過するまで競走を注視し、発走員又は発走合図員の補助を行う。

イ 発走補助員は、発走のための号砲及び再発走を告知する号砲が不発の場合は、必要に応じ発走合図のピストルの交換及び紙雷管の装てんについて補助を行う。

ウ 発走補助員は、発走不揃い等により再発走を行う場合は⑥のイ及びウに準じて行う。

エ 発走補助員は、25メートル線以内の地点において落車、負傷、自転車の故障等があった場合は、発走員又は発走合図員の指示に従い、検査又は診察のための適当な処置を速やかに行う。

オ 発走補助員は、選手全員が25メートル線を通過した後、直ちに発走機を所定の場所に格納して、発走機のあった場所（競走路上）及びその周囲について走路を点検し、選手救護等の業務のための位置に着く。

⑧ 競走の監視

発走補助員は、競走を注視する。

⑨ 勝者決定後

発走補助員は、発走に際しクリップバンドを交換した場合は勝者決定後、審判長に提出し、審判長の指示により参考のため検車委員に回送する。

17 走路審判補助員

(1) 前日業務

走路審判補助員は、走路審判員の指示を受けて業務に必要な器材及び備品の整備、点検を行い、終了したときは、走路審判員に報告する。

(2) 当日業務

① 走路審判補助員は、走路審判員の指示により前日整備した器材及び備品の再点検を行い、終了したときは走路審判員に報告する。

② 走路審判補助員は、走路審判員の記録表を作成する。

③ 投票締切り 1 分前

走路審判補助員は、審判長から投票締切り 1 分前の通告を受けたときは、執務準備態勢を整える。

④ 投票締切り

走路審判補助員は、審判長から投票締切りの通告を受けたときは、所定の場所に整列する。

⑤ 配置付け

走路審判補助員は、審判長から「配置付け」の通告を受けたときは、速やかに審判長から指示された走路審判塔の所定の位置に着き、直ちに担当走路審判員の指示を受けて競走路の障害物除去に努め、その後決勝審判塔に向かって直立して待機する。

⑥ 選手入場から発走まで

ア 走路審判補助員は、発走合図員の選手入場の通告を確認した後、選手が発走線に着くまでの選手の走行状態及び競走路の異状について注視し、選手が発走線に着いたとき決勝審判塔に向かって直立して待機する。

イ 走路審判補助員は、審判長の発走準備完了を確認した後、走路を監視する。

⑦ 発走から 25 メートル線通過まで

走路審判補助員は、走路審判員と同様に発走の状況及び競走路の異状について注視する。

⑧ 競走の監視

ア 走路審判補助員は、競走中、競走路を常に監視し、異物があった場合はこれの除去に努めるとともに、自己の受持ち範囲内を選手が通過するときはこれを注視し、異状（自転車の事故）を発見した場合は競走終了後直ちに担当走路審判員に報告する。

なお、競走中走路に異状を発見した場合は、その程度を速やか

に担当走路審判員に報告し、かつその指示を得て処置する。

イ 走路審判補助員は、競走中、落車等により競走継続不可能となった選手に対して担当走路審判員の指示を受けて救護を行う。

なお、落車し、身体に負傷なく自転車も走行に耐える状態にあり再乗する可能性がある場合は、助力を与えない。

ウ 走路審判補助員は、競走中、自転車の故障等により競走の継続が不可能となった選手があった場合は、担当走路審判員の指示を受けて当該選手番号を確認し、内圏線の内側その他安全な場所に退避させる。

なお、故障の箇所を速やかに調べ担当走路審判員に報告する。

⑨ 決勝線到達

走路審判補助員は、選手が全員決勝線に到達したことを確認し、かつ審判長の競走終了の合図を確認した後、速やかに審判員控室に戻る。

18 審判長及び各係員の審判執務の運行概要は、付表のとおりとする。

第2節 先頭固定競走（オリジナル）における執務

先頭固定競走（オリジナル）における執務は、普通競走の執務によるほか、次による。

1 審判長

(1) 当日業務

① 審判長は、委員長等関係委員と協力して先頭員を掌握管理する。

② 審判長は、当該競走前の適当な時期に先頭員に対し、次の指示を行う。

ア 本財団の定める標準誘導タイムで誘導すること。

イ 競走選手に追い抜かれた場合であっても退避の指示がない限り、競走選手の競走に支障を与えないよう特に注意して誘導を継続すること。

ウ その他競走の公正安全を確保するため必要な事項

- ③ 出走予定の先頭員が紹介後急病等で出走不能となり先頭員を変更する場合は、速やかにその旨を放送等により観客に通告するとともに、改めて先頭員の紹介を行う。

(2) 選手紹介

- ① 審判長は、当該競走出走選手の選手紹介後先頭員の紹介を行い、紹介終了後誘導方法について適切な指導を行った後、審判長の指示する所定の場所に待機させる。
- ② 審判長は、紹介後検車委員から先頭員の自転車の検査について異状の有無の通報を受ける。
- ③ 先頭員の氏名は、場内掲示板又は先頭員の紹介の際の放送により発表する。

(3) 選手入場から発走まで

- ① 審判長は、審判委員等がそれぞれ定位置に着いたとき、適宜先頭員に入場を指示し発走線の所定の位置において発走準備を行わせる。
- ② 先頭員の発走の位置は、競走選手の発走線から8メートル以上前方の外帯線の内側とする。ただし、競走路の形状によっては外帯線の外側とすることができる。

(4) 発走から第1周回第2コーナー通過まで

- ① 審判長は、選手の発走から25メートル線を通過するまでの発走状況並びに先頭員の発走及び第1周回第2コーナーまでの誘導の状況に異状がない場合には、直ちに記録員に指示して、「発走」を委員長等に通報させる。
- ② 審判長は、選手の発走から25メートル線を通過するまでの発走状況並びに先頭員の発走及び第1周回第2コーナーまでの誘導の状況を監視し、適当でないと認めたときは、発走合図員をして選手及び先頭員に対し再発走を通告する。

(5) 競走の監視

① 審判長は、先頭員の退避の時期及び場所、競走選手とのトラブル等について監視する。

② 審判長は、誘導を完了した先頭員に対し、あらかじめ指示した場所で競走終了まで待機させる。

(6) 決勝線到達

① 審判長は、選手全員が決勝線に到達し競走が終了したときは、先頭員に退場を指示する。

② 審判長は、先頭誘導選手誘導記録表（様式第9）をあらかじめ指示した審判員に作成させる。

2 発走合図員

(1) 選手入場から発走まで

発走合図員は、先頭員の自転車の傾斜及びペダルの踏み出し位置等について十分注意を行った後発走台の定位置に着く。

(2) 発走から第1周回第2コーナー通過まで

発走合図員は、選手の発走から25メートル線を通過するまでの発走状況並びに先頭員の発走及び第1周回第2コーナーまでの誘導の状況を注視し、適当でないと認めたときは、発走やり直しを告知して競走を中止させ、審判長及び打鐘員に通報した後、速やかに次の発走準備態勢を整える。

3 発走員

発走員は、選手の発走から25メートル線を通過するまでの発走状況並びに先頭員の発走及び第1周回第2コーナーまでの誘導の状況を注視し、適当でない選手又は先頭員を発見した場合は審判長及び打鐘員に通告する。

4 計時員

計時員は、先頭員の毎周ラップタイムを測定し、競走終了後審判長に報告する。

5 打鐘員

- (1) 打鐘員は、選手の発走から25メートル線を通過するまでの発走状況並びに先頭員の発走及び第1周回第2コーナーまでの誘導の状況を注視し、適当でない選手又は先頭員を発見した場合は審判長及び発走合図員に通告する。また審判長の再発走の指示及び発走合図員の再発走の号砲の合図を確認したときは、鐘を乱打し、選手及び先頭員に再発走の通告を行う。
- (2) 打鐘の始期及び終期は、先頭の競走選手を対象とする。

6 記録員

記録員は、選手の発走から25メートル線を通過するまでの発走状況並びに先頭員の発走及び第1周回第2コーナーまでの誘導の状況に異状がない場合、直ちに委員長等関係委員に「第〇競走発走」を連絡する。

7 発走補助員

発走補助員は、選手入場から発走まで所定の場所において先頭員の発走を補助する。

第3節 先頭固定競走（インターナショナル）における執務

先頭固定競走（インターナショナル）における執務は、普通競走の執務によるほか、次による。

1 審判長

(1) 当日業務

- ① 審判長は、委員長等関係委員と協力して先頭員を掌握管理する。
- ② 審判長は、当該競走前の適当な時期に先頭員に対し、次の指示を行う。
 - ア 本財団の定める標準誘導タイムで誘導すること。
 - イ 競走選手に追い抜かれた場合であっても退避の指示がない限り、競走選手の競走に支障を与えないよう特に注意して誘導を継続すること。
 - ウ その他競走の公正安全を確保するため必要な事項
- ③ 出走予定の先頭員が紹介後急病等で出走不能となり先頭員を変

更する場合は、速やかにその旨を放送等により観客に通告するとともに、改めて先頭員の紹介を行う。

(2) 選手紹介

- ① 審判長は、当該競走出走選手の選手紹介後先頭員の紹介を行い、紹介終了後誘導方法について適切な指導を行った後、審判長の指示する所定の場所に待機させる。
- ② 審判長は、紹介後検車委員から先頭員の自転車の検査について異状の有無の通報を受ける。
- ③ 先頭員の氏名は、場内掲示板又は先頭員の紹介の際の放送により発表する。

(3) 選手入場から発走まで

- ① 審判長は、審判委員等がそれぞれ定位置に着いたとき、適宜先頭員に入場を指示しバック・ストレッチ・ライン付近の所定の位置において助走準備を行わせる。
- ② 先頭員の助走開始の位置は、競走選手の発走線から100メートル以上後方の外帯線の内側とする。ただし、競走路の形状によっては外帯線の外側とすることができる。
- ③ 審判長は、審判放送員による発走告知の場内放送を確認後、先頭員を助走させる。
- ④ 審判長は、先頭員の助走開始から発走線を通過するまでの助走状況を監視し、適当でないと認めたときは、発走員をして先頭員に対し合図等をして改めて助走させる。

(4) 発走から第1周回第2コーナー通過まで

- ① 審判長は、選手の発走から25メートル線を通過するまでの発走状況並びに発走線から第1周回第2コーナーまでの先頭員の誘導の状況に異状がない場合には、直ちに記録員に指示して、「発走」を委員長等に通報させる。
- ② 審判長は、選手の発走から25メートル線を通過するまでの発走

状況並びに発走線から第1周回第2コーナーまでの先頭員の誘導の状況を監視し、適当でないと認めたときは、発走合図員をして選手及び先頭員に対し再発走を通告する。

(5) 競走の監視

- ① 審判長は、先頭員の退避の時期及び場所、競走選手とのトラブル等について監視する。
- ② 審判長は、誘導を完了した先頭員に対し、あらかじめ指示した場所で競走終了まで待機させる。

(6) 決勝線到達

- ① 審判長は、選手全員が決勝線に到達し競走が終了したときは、先頭員に退場を指示する。
- ② 審判長は、先頭誘導選手誘導記録表（様式第9）をあらかじめ指示した審判員に作成させる。

2 発走合図員

(1) 選手入場から発走まで

発走合図員は、発走補助員から先頭員の自転車の傾斜及びペダルの踏み出し位置等について確認の報告を受けた後発走台の定位置に着く。

(2) 発走から第1周回第2コーナー通過まで

- ① 発走合図員は、審判長の「発走準備完了」の通告を受け、発走告知の場内放送及び先頭員の助走開始を確認し、出走選手に呼笛により注意を喚起した後、「用意」の予令をかけ、先頭員が発走線に到達した時点で号砲により全選手を一斉に発走させる。
- ② 発走合図員は、選手の発走から25メートル線を通過するまでの発走状況並びに発走線から第1周回第2コーナーまでの先頭員の誘導の状況を注視し、適当でないと認めたときは、発走やり直しを告知して競走を中止させ、審判長及び打鐘員に通報した後、速やかに次の発走準備態勢を整える。

3 発走員

- (1) 発走員は、先頭員の助走開始から発走線に到達するまでの走行状況を注視する。
- (2) 発走員は、選手の発走から25メートル線を通過するまでの発走状況並びに発走線から第1周回第2コーナーまでの先頭員の誘導の状況を注視し、適当でない選手又は先頭員を発見した場合は審判長及び打鐘員に通告する。

4 計時員

計時員は、先頭員の毎周ラップタイムを測定し、競走終了後審判長に報告する。

5 打鐘員

- (1) 打鐘員は、選手の発走から25メートル線を通過するまでの発走状況並びに発走線から第1周回第2コーナーまでの先頭員の誘導の状況を注視し、適当でない選手又は先頭員を発見した場合は審判長及び発走合図員に通告する。また審判長の再発走の指示及び発走合図員の再発走の号砲の合図を確認したときは、鐘を乱打し、選手及び先頭員に再発走の通告を行う。
- (2) 打鐘の始期及び終期は、先頭の競走選手を対象とする。

6 記録員

記録員は、選手の発走から25メートル線を通過するまでの発走状況並びに発走線から第1周回第2コーナーまでの先頭員の誘導の状況に異状がない場合、直ちに委員長等関係委員に「第〇競走発走」を連絡する。

7 発走補助員

発走補助員は、選手入場から発走まで所定の場所において先頭員の助走を補助する。その際、先頭員の自転車の傾斜及びペダルの踏み出し位置等について確認を行い、発走合図員に報告する。

第4節 スプリント・レースにおける執務

スプリント・レースにおける執務は、普通競走の執務によるほか、次による。

1 先頭通過審判員

先頭通過審判員は、最終周回のバック・ストレッチ・ラインに先頭選手の前輪の前端が到達したとき号砲等により計時のための合図を行う。

なお、号砲を行う場合の先頭通過審判員の位置は内圏線から内側バック・ストレッチ・ラインの延長線15メートル付近とする。

2 計時員

計時員は、先頭通過審判員の号砲の煙又は光をもって計時を開始する。

3 打鐘員

競走の監視

打鐘員は、先頭の選手が最終周回前回の第4コーナーに差し掛かったときから最終周回に入るホーム・ストレッチ・ラインに至るまでの間、打鐘を行う。

第5節 選手の救護

1 救護処置の原則

- (1) 救護は、事故発生地点最寄りの走路審判員又は決勝審判員の指示に基づき、各走路審判補助員又は発走補助員が選手管理員と連携し機動的に処置する。
- (2) 救護する際は、落車選手の再乗の意志の有無を必ず口頭で確認し、その後処置する。
- (3) 救護した際は、当該選手を内圏線の内側その他安全な場所に競走終了まで待機させる。

ただし、落車の際の負傷程度が大きく早急に治療を要すると認めた場合は直ちに医務室に担送する。

- (4) 救護に向かう際は、選手の競走位置を確認し競走に支障を与えないよう、現場に急行する。

2 救護の要領

- (1) 30メートル線以前の場合

救護する前に「乗るか」を3度問いただし、再乗の意志の有無を確認する。この場合再乗する選手には手は触れないように注意し、再乗できない選手には他の選手の競走の妨害にならないよう速やかに内圏線の内側その他安全な場所に退避させる。

ただし、負傷の程度が大きく、又は再乗の意志の確認が行えない状態にある場合及び自転車の破損が著しく、再乗不能となった場合は直ちに内圏線の内側その他安全な場所に退避させ事故の処置を行うものとする。

なお、落車した選手が再乗できる状態にあっても、先行して1周して来た選手の一団と交錯する危険を生じ、それが競走に重大な影響を及ぼすおそれがあると判断される場合は、直ちに内圏線の内側その他安全な場所に退避させる。

- (2) 30メートル線以後の場合

落車し、自転車を破損した場合においても一応は競走完了の意志あるものとして取り扱い、当該選手の再乗意志を確認する。

ただし、負傷の程度が大きく又は再乗の意志の確認が行えない状態（(1)参照）にあり、再乗、携入、いずれの手段によっても競走を完了できないと認められる場合は、直ちに救護を行う。

落車した選手が競走を完了した場合は、直ちに救護を開始する。

- (3) 異なる地点で落車があった場合は、救護に向かう救護員は原則として各自の至近と思われる事故発生地点へ直行するものとする。

その際各地点における落車選手の数及び落車の状況等を判断して、(1)及び(2)の要領に準じて救護に当たる。

3 救護救急処置

救護員は、選手を救護するに当たり選手の容体を速やかに察知し、かつ容体に適した救護方法により、迅速かつ安全に担送すること。

第6節 判定写真の取扱い

1 写真判定の原則

次の各号の一に該当する場合は、原則として写真を参考として着順を判定すること。

なお、この場合は当該被写体を主体として、判定に必要な部分を2Lサイズに印刷して肉眼にて判定する。

- ① 着差が8分の1車輪未満の場合
- ② 決勝線上で選手又は自転車が重なり合って見通しがきかない場合
- ③ 落滑入等の場合において肉眼による判定が困難な場合
- ④ その他、肉眼による判定が困難であるか紛らわしい場合

2 判定写真の掲示

写真を参考として着順を決定する旨を発表した場合又は観客から掲示の要求があった場合は、1に基づく写真を委員長等関係委員に提出するとともに勝者決定後所定の場所に掲示して観客に発表する。

第7節 競走路の呼称

競走路の呼称は、別表5及び別表6による。

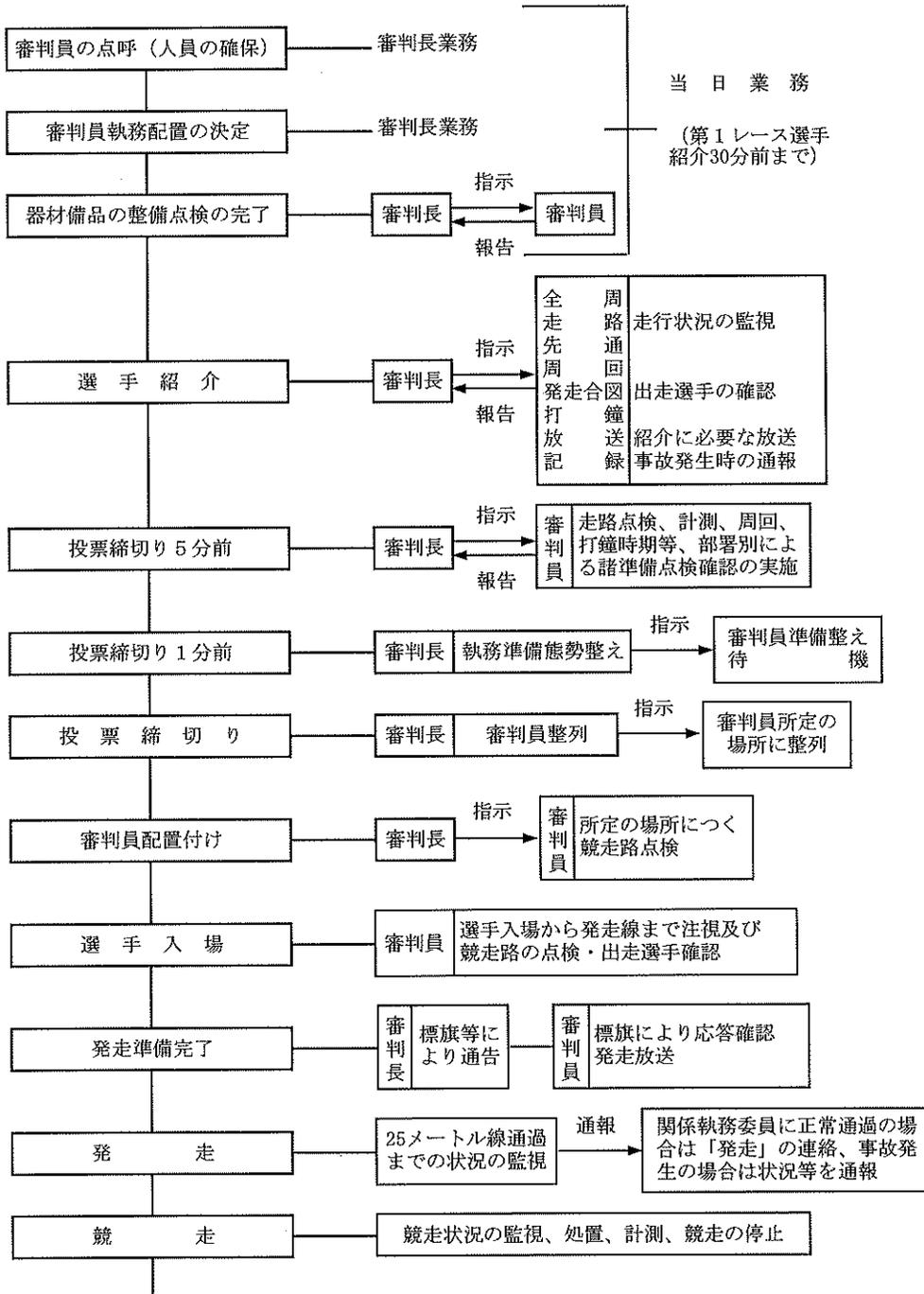
第8節 審判用語

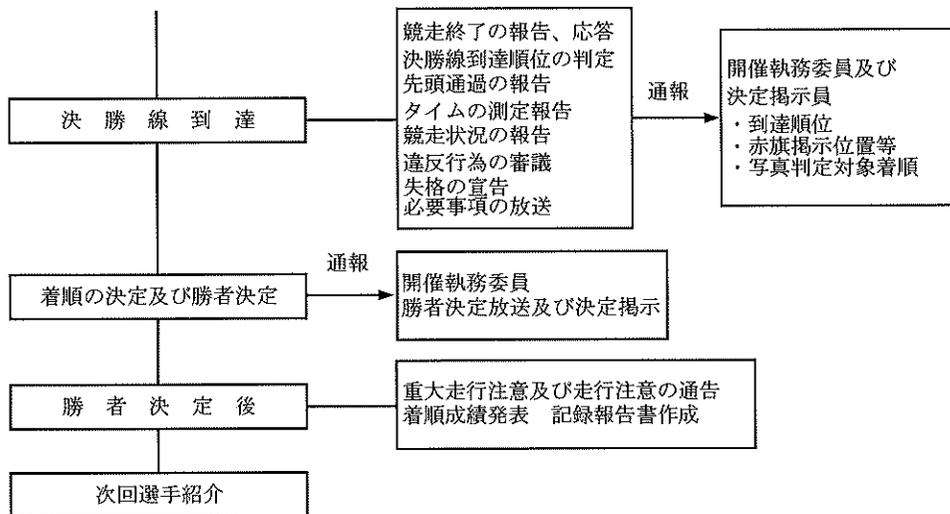
競輪における審判用語は、本財団が別に定める。

付表

審判執務の運行概要

審判執務の運行は、次の図に示す区分により行うものとする。





第5章 競走の判定基準

第1節 審判判定の着眼

1 判定の着眼

競技規則に抵触する疑いのある行為をした選手に対する判定は、その行為の原因、経過及び結果の3要素について十分究明、審理し、総合的見地から行わなければならない。

2 判定の着眼点に関する3要素

前項の3要素の着眼点は、次による。

(1) 原因

その行為がいかにして発生したか、その動機

(2) 経過

その行為がいかにして実行されたか、その経過

(3) 結果

その行為の結果がレース及び他の選手にどのような影響を及ぼしたか

第2節 違反行為の分類

1 違反行為の分類

競技規則に抵触する行為は、その走行及び行為の性質から次のとおり分類する。

(1) 不適正走行

自己の能力を十分に発揮せず、又は発揮することを妨げることにより公正に勝敗を決することを阻害する行為をいう。

① 敢闘義務違反行為

競走の放棄、勝利の意思を欠く怠慢な走行、敢闘意欲に著しく欠け

た走行又は勝利を得るための走行に著しく反した走行及び行為をいう。

② 競走妨害行為

他の選手の走行を阻害する排撃的な行為又は妨害となる走行及び行為をいう。

(2) 反安全走行

競走の安全を阻害し、又はそのおそれがある危険性の高い行為をいう。

① 競走危険行為

他の選手の安全な走行を阻害することとなる危険性の高い行為をいう。

② 注意義務違反行為

自らの走行及び他の選手の走行に十分な注意を怠った行為をいう。

(3) 秩序違反走行

競走の方法に関する基本秩序に反する行為をいう。

第3節 普通競走、先頭固定競走（オリジナル）、スプリント・レースの審判の判定基準

普通競走、先頭固定競走（オリジナル）、スプリント・レースにおける競技規則各条項の設定の主旨、判定基準等は、次のとおりとする。

競技規則第6条第1項

選手は、審判委員の指示に従い、自転車に乗って、発走位置につき、号砲による発走合図を受けると同時に発走しなければならない。

1 設定の主旨

競走を公正かつ円滑に実施するため、競走の開始及び発走の方法を明示したものであり、選手は号砲を受けると同時に発走し、適正な発走を確保

する。

競技規則第8条

審判委員は、選手の発走又は発走線から25メートル以内の地点における競走が適当でないと認めたときは、号砲、打鐘その他の合図により競走の進行を中止させ、選手を発走位置に戻らせ、改めて発走させなければならない。

- 2 前項の規定による再発走は、選手の責めに帰することができない場合を除き、2回を超えてはならない。

競技規則第64条第2項

審判委員は、先頭員が次の各号のいずれかに該当する場合は、号砲、打鐘その他の合図により、競走を中止させ、競走選手及び先頭員をそれぞれの発走位置に戻らせ、改めて発走させなければならない。

- (1) 先頭員の発走が適当でないと認めたとき。
- (2) 先頭員が発走線から第1周回の第2コーナーにあるときにおいて落車し、又は身体若しくは自転車に故障を生じたこと等によって、その誘導に支障があると認めたとき。

- 3 前項の規定による再発走は、第8条第2項に規定する再発走の回数には算入しない。

1 設定の主旨

発走は、号砲と同時に一斉に行われるべきであるが、競走選手の発走若しくは発走線から25メートル以内での競走が適当でない場合又は先頭固定競走（オリジナル）における先頭員の発走若しくは発走線から第1周

回の第2コーナーまでの誘導が適当でない場合は、発走を改めて行うこととしたものである。

2 運用

- (1) 再発走は、号砲から25メートル線以内の競走が適当でないと認めたとときに行う。この場合において、選手の責めに帰すことができない場合（号砲の暴発、自転車の事故、クリップバンドの切れ等）及び発砲以前の行為に係る再発走については、再発走の回数に数えない。
- (2) 発走線から25メートル線以内とは、発走後すべての自転車の後輪後端が25メートル線を通過するまでとする。
- (3) 選手の発走又は発走線から25メートル線以内の地点における競走が適当でないと認めたとときは、発走不揃い、クリップバンドの外れ、自転車の事故、落車接触等が生じたときとする。
- (4) 先頭固定競走（オリジナル）においては、先頭員の発走又は発走線から第1周回の第2コーナーまでの誘導が適当でないと認めたとときには、再発走を行う。この場合は再発走の回数に数えない。
- (5) 再発走の2回目にあつては、選手に起因するいかなる事由が生じても発走しなければならない。ただし、選手の責めに帰すことができない場合（自転車の事故、クリップバンドの切れ、先頭員に起因する場合等）については、この限りでない。

競技規則第9条

審判委員は、再度不正な発走を行い、又は指示に従わない選手を、その回の競走から除外することができる。

1 設定の主旨

適正な発走を実施するため、発走時における反公正的行為を禁止し、その行為を行った選手を競走から除外する権限を審判委員に与えるものである。

2 用語の定義

(1) 不正な発走

選手が適正な発走を阻害したことをいう。

(2) 指示に従わない

審判委員が適正な発走をさせるために選手に与えた指示に対して選手が従わないことをいう。

3 本規定に抵触し「競走から除外」となる基準

(1) 不正な発走の場合

「例示」

- ① 他の選手の発走を妨害したとき。
- ② 他の選手の援助を受けて発走したとき。
- ③ 他の選手の発走を援助したとき。
- ④ 発走後25メートル線以内において他の選手の競走を妨害したとき。

(2) 指示に従わない場合

「例示」

- ① 発走合図の指示を受けても選手が発走しなかったとき。
- ② 発走の際選手が当該選手番号の発走位置に着かなかったとき。
- ③ 発走後25メートル線以内の地点において競走が適正でなかったため再発走の合図を行ったにもかかわらず、選手がそのまま走行を続け、又は発走位置に戻らなかったとき。

競技規則第 11 条

選手は、暴走、過度の牽制^{けん}等をしてはならず、勝利を得る意志をもって全力を尽くして競走しなければならない。

1 設定の主旨

競走の放棄、勝利の意志を欠く怠慢な走行、敢闘意欲に著しく欠けた走行又は勝利を得るための走行に著しく反した走行及び行為を禁止する。

2 行為の分類

不適正走行（敢闘義務違反行為）

3 判定の区分

- (1) 本規定に違反する行為があった場合は、競走において外形的に現れた行為の程度により、失格、重注又走注の判定をする。なお、必要に応じ、競走終了後直ちに身体及び自転車の検査を行い、かつ本人を調査する。
- (2) 4 及び 5 の例示に具体的に該当しない違反行為については、その行為の程度及び周回現在数等を総合的に審理し、本規定の設定の主旨にのっとり、失格、重注又は走注の判定をする。

4 本規定に抵触し「失格」となる基準

- (1) 暴走して勝機を逸したと認められる場合

「例示」

打鐘開始前よりスパートしたが、他の選手に追い抜かれ、先頭で決勝線に到達した選手より、5 秒以上離れて決勝線に到達したとき。

- (2) 過度の牽制^{けん}をしたため、勝機を逸したと認められる場合

「例示」

他の選手を必要以上に牽制^{けん}したため、ある選手がスパートしたにもか

かわらず追走せず、自己との差が著しく離れ、勝機を逸したとき。

(3) 正当な理由なく競走を放棄した場合

「例示」

身体及び自転車に重大な支障がないにもかかわらず、競走を放棄したとき。

(4) 怠慢競走と認められる場合

「例示」

常に後位にあって終始ダラダラと走行する等、競走に全力を傾注しないことが明らかであるとき。

5 本規定に抵触し「重注」となる基準

(1) 牽制をしたことにより、競走選手が先頭集団の選手から一時的に離れた場合

「例示」

10車身程度離れたとき。

(2) 牽制をしたことにより、競走選手が先頭員から一時的に離れた場合

「例示」

① 発走（号砲）した後に先頭員から4分の1周程度離れたとき。

② 先頭の競走選手が第2周回に入るホーム・ストレッチ・ラインに到達した時点及び以後先頭員が退避するまでの間に10車身程度離れたとき。

(3) 特定の選手の後方に常に位置している競走選手が繰り返し後ろ見等をしたことにより、競走選手が前走選手から一時的に離れた場合

「例示」

2車身程度離れたとき（最終周回に入るホーム・ストレッチ・ライン

到達後)。

- (4) 特定の選手の後方に常に位置している競走選手が前走選手から離れているにもかかわらず、繰り返し後ろ見等をしたことにより、前走選手との車間が開いている状態を速やかに解消しなかった場合

「例示」

2車身程度の離れを解消しなかったとき(最終周回に入るホーム・ストレッチ・ライン到達後)。

- 6 本規定に抵触し「走注」となる基準

発走合図から2秒経過しても、発走機から出ない場合

- 7 5及び6は、再発走となった場合の再発走前の行為についても適用する。

競技規則第11条の2

選手は、過失走行により走行の安全に支障を及ぼすことがないように、細心の注意を払って競走しなければならない。

- 1 設定の主旨

競走は複数の選手により競われていることから、競走の安全を確保するために、自己又は他の選手の走行に対して注意を怠った行為を禁止する。

- 2 行為の分類

反安全走行(注意義務違反行為)

- 3 用語の定義

過失走行とは、不注意走行及び不用意走行をいう。

- (1) 不注意走行

- ① 横見、後ろ見、ハンドルからの手放し等を行った場合
- ② 自転車がかかっている状態のまま横に動いた場合

- ③ 自転車操作を誤った場合（スリップ、ペダルかき、自転車故障は除く。）

であって、他の選手の身体又は自転車と接触等した場合をいう。

(2) 不用意走行

不用意に進路を変更し、他の選手の身体又は自転車と接触等した場合をいう。

4 判定の区分

- (1) 本規定に違反する行為があった場合は、生じた支障の程度及び行為の程度により、失格、重注又は走注の判定をする。

- (2) 6及び7の例示に具体的に該当しない違反行為については、他の選手に生じた支障の程度及び行為の程度を総合的に審理し、本規定の設定の主旨にのっとり、失格、重注又は走注の判定をする。

5 本規定に抵触し「失格」となる基準

不注意走行をし、又はそのことによりふらつき等して、その結果次の支障が生じた場合

- (1) 自ら落車し、又は他の選手を落車させた場合
(2) 自ら自転車を故障し、又は他の選手の自転車を故障させて、事後の競走に重大な支障が生じた場合

6 本規定に抵触し「重注」となる基準

- (1) 不注意走行により、他の選手に対して、支障を生じさせた場合

「例示」

- ① 進路を大きく又は急激に変更させたとき。
② 大きくふらつかせたとき。

- (2) 不注意走行により、その結果他の選手に対して、落車又は自転車を故

障させ事後の競走に重大な支障を生じさせたが、他の選手又は第三者の危険行為、不注意走行又は不用意走行が複合しており、一方的に責めることができない場合

- (3) 不用意走行により、その結果他の選手に対して、落車又は自転車を故障させ事後の競走に重大な支障を生じさせたが、他の選手の不注意走行等が複合しており、一方的に責めることができない場合

7 本規定に抵触し「走注」となる基準

不注意走行により、他の選手に対して、支障を生じさせたが軽微な場合
「例示」

- (1) 進路を変更させたとき。
(2) ふらつかせたとき。

競技規則第13条

選手は、外帯線の内側を前走する選手に対し、内側への差込み及び内側からの追抜きを行ってはならない。

1 設定の主旨

競走の公正安全の確保、競走において起こり得る事故の未然防止及び競走の基本秩序の維持のために、衝突、接触等の事故を引き起こす危険性が極めて高い外帯線の内側を前走する選手の内側に差し込むこと及び内側から追い抜くことを禁止する。

2 行為の分類

反安全走行（競走危険行為）

3 用語の定義

- (1) 外帯線の内側

外帯線の内側の範囲のすべてをいい（退避路を含む。）外帯線上は、外帯線の内側とする。

(2) 内側への差込み

外帯線の内側（退避路を含む。）を前走する選手の自転車の後輪後端から直角に内圏線を結ぶ延長線を越えて入ること。

(3) 追抜き

後続する選手の自転車の前輪前端が前走する選手の自転車の前輪前端より前方に到達し位置する状態をいう。

ただし、ゴール時における同着は追抜きとみなす。

4 判定の区分

(1) 本規定に違反する行為があった場合は、生じた支障の程度、行為の程度及び周回現在数を勘案して、失格、重注又は走注の判定をする。

(2) 6及び7の例示に具体的に該当しない違反行為については、他の選手に生じた支障の程度、行為の程度、周回現在数等を総合的に審理し、本規定の設定の主旨にのっとり、失格、重注又は走注の判定をする。

(3) 免責事由に該当したが、免責すべき事態が解消し、又は解消できるにもかかわらず、漫然とその状態を継続した場合は本規定を適用するものとする。

5 本規定に抵触し「失格」となる基準

(1) 外帯線の内側（退避路を含む。）を前走する選手の内側に差し込み、又はそのことによりふらつき等して、その結果次の支障が生じた場合

① 自ら落車し、又は他の選手を落車させた場合

② 自ら自転車を故障し、又は他の選手の自転車を故障させて、事後の競走に重大な支障が生じた場合

(2) 外帯線の内側を前走している選手を内側から追い抜いた場合

6 本規定に抵触し「重注」となる基準

(1) 外帯線の内側（退避路を含む。）を前走する選手の内側に差し込み、又はそのことによりふらつき等して、その結果他の選手に対して、支障を生じさせた場合

「例示」

① 進路を大きく又は急激に変更させたとき。

② 大きくふらつかせたとき。

(2) 外帯線の内側（退避路を含む。）を前走する選手の内側に差し込み、4秒程度以上継続した場合（最終周回のバック・ストレッチ・ライン到達前）

(3) 外帯線の内側（退避路を含む。）を前走する選手の内側に差し込んだ場合（最終周回のバック・ストレッチ・ライン到達後）（差し込みが瞬時のときは除く。）

(4) 外帯線の内側（退避路を含む。）を前走する選手の内側に差し込んだことにより、その結果他の選手に対して、落車又は自転車を故障させ事後の競走に重大な支障を生じさせたが、他の選手又は第三者の妨害行為、危険行為、不注意走行等が複合しており、一方的に責めることができない場合

7 本規定に抵触し「走注」となる基準

外帯線の内側（退避路を含む。）を前走する選手の内側に差し込み、又はそのことによりふらつき等して、その結果他の選手に対して、支障を生じさせたが軽微な場合

「例示」

(1) 進路を変更させたとき。

(2) ふらつかせたとき。

8 本規定を適用しない基準〔免責事由〕

本規定に違反した事由が、次の各事由の一に該当したときに限り本規定を適用しない。

(1) 急激に速度を低下した前走する選手を避けた走行で、かつその走行以外に方法がなかった場合

(2) 落車した選手を避けた走行で、かつその走行以外に方法がなかった場合

(3) 他の選手の妨害行為若しくは危険行為又は相当のあおりを受けたことにより、衝突又は接触を避けた走行で、かつその走行以外に方法がなかった場合

(4) 外帯線の内側を前走している選手を内側から追い抜いた場合であつて、前(1)、(2)及び(3)以外の事由により、一時的に違反状態となったが、他の選手の走行に支障を生じさせることなく、急激に速度を低下させ元の状態に復した場合

競技規則第13条の2

選手は、内圏線と外帯線の間を走行する選手と並走する場合は、外帯線の内側に入り、又は他の選手を外帯線の内側に入らせてはならない。

1 設定の主旨

競走の公正安全を確保し、競走において起こり得る事故を未然に防止するために、衝突又は接触等の事故を引き起こす危険性が極めて高い内圏線と外帯線の間を走行する選手と外帯線までの間に入ることを禁止する。

2 行為の分類

反安全走行（競走危険行為）

3 用語の定義

(1) 外帯線の内側に入り

内圏線と外帯線の間を走行している選手と外帯線の間に入る事。

(2) 外帯線の内側に入らせ

内圏線と外帯線の間を走行している選手と外帯線の上に他の選手を入らせる事。

4 判定の区分

(1) 本規定に違反する行為があった場合は、生じた支障の程度及び行為の程度により、失格、重注又は走注の判定をする。

(2) 6及び7の例示に具体的に該当しない違反行為については、他の選手に生じた支障の程度及び行為の程度を総合的に審理し、本規定の設定の主旨にのっとり、失格、重注又は走注の判定をする。

(3) 免責事由に該当したが、免責すべき事態が解消し、又は解消できるにもかかわらず、漫然とその状態を継続した場合は本規定を適用するものとする。

5 本規定に抵触し「失格」となる基準

内圏線と外帯線の間を走行する選手と外帯線の上に自ら入り、若しくは他の選手を入らせ、又はそのことによりふらつき等して、その結果次の支障が生じた場合

(1) 自ら落車し、又は他の選手を落車させた場合

(2) 自ら自転車を故障し、又は他の選手の自転車を故障させて、事後の競走に重大な支障が生じた場合

6 本規定に抵触し「重注」となる基準

- (1) 内圏線と外帯線の間を走行する選手と外帯線の間から自ら入り、若しくは他の選手を入らせ、又はそのことによりふらつき等して、その結果他の選手に対して、支障を生じさせた場合

「例示」

- ① 進路を大きく又は急激に変更させたとき。
 - ② 大きくふらつかせたとき。
- (2) 内圏線と外帯線の間を走行する選手と外帯線の間から自ら入り、又は他の選手を入らせ、4秒程度以上継続した場合
- (3) 内圏線と外帯線の間を走行する選手と外帯線の間から自ら入り、さらに内圏線を踏み切った場合
- (4) 内圏線と外帯線の間を走行する選手と外帯線の間から自ら入り、又は他の選手を入らせ、その結果他の選手に対して、落車又は自転車を故障させ事後の競走に重大な支障を生じさせたが、他の選手又は第三者の妨害行為、危険行為、不注意走行等が複合しており、一方的に責めることができない場合

7 本規定に抵触し「走注」となる基準

内圏線と外帯線の間を走行する選手と外帯線の間から自ら入り、若しくは他の選手を入らせ、又はそのことによりふらつき等して、その結果他の選手に対して、支障を生じさせたが軽微な場合

「例示」

- (1) 進路を変更させたとき。
- (2) ふらつかせたとき。

8 本規定を適用しない基準〔免責事由〕

本規定に違反した事由が、次の各事由の一に該当したときに限り本規定を適用しない。

- (1) 他の選手との衝突若しくは接触又は落車した選手を避けた走行で、かつその走行以外に方法がなかった場合
- (2) 他の選手の妨害行為若しくは危険行為又は相当のあおりを受けた走行で、かつその走行以外に方法がなかった場合
- (3) 急激に速度を低下した前走する選手を避けた走行で、かつその走行以外に方法がなかった場合

競技規則第14条第1項

選手は、身体又は自転車全部若しくは一部を用いる方法によって、他の選手を押圧し、若しくは押し上げ、又は他の選手と押し合いを行ってはならない。

1 設定の主旨

選手の能力を十分に発揮させ、公正に勝敗を決することを阻害する行為を排除し、妨害を手段とする競走上の不正を防止し、競走の公正安全を確保するために、押圧、押し上げ及び押し合いを禁止する。

2 行為の分類

不適正走行（競走妨害行為）

3 用語の定義

(1) 押圧

他の選手に対して身体又は自転車をもって、内側に衝撃・圧迫等を加えること。

(2) 押し上げ

他の選手に対して身体又は自転車をもって、外側に衝撃・圧迫等を加えること。

(3) 押し合い

2人以上の選手が相互に身体又は自転車をもって、衝撃・圧迫等を加え合うこと。

4 判定の区分

(1) 本規定に違反する行為があった場合は、生じた支障の程度、行為の程度及び周回現在数を勘案して、失格、重注又は走注の判定をする。

(2) 5及び6の例示に具体的に該当しない違反行為については、他の選手に生じた支障の程度、行為の程度、周回現在数等を総合的に審理し、本規定の設定の主旨にのっとり、失格、重注又は走注の判定をする。

5 本規定に抵触し「失格」となる基準

(1) 押圧、押し上げ若しくは押し合いを行い、又はそのことによりふらつき等して、その結果次の支障が生じた場合

① 自ら落車し、又は他の選手を落車させた場合

② 自ら自転車を故障し、又は他の選手の自転車を故障させて、事後の競走に重大な支障が生じた場合

(2) 著しい押圧、押し上げ若しくは押し合いを行い、又はそのことによりふらつき等して、他の選手の走行に重大な支障を生じさせた場合（打鐘開始後）

「例示」

① 進路を変更させ急激に後退させたとき。

② ふらつかせ急激に後退させたとき。

③ 互いに後退し、前走する選手から大きく離れたとき（押し合いの場

合)。

(3) 特に著しい押圧、押し上げ又は押し合いを行った場合

「例示」

- ① 同一選手に対して、強い当たりを執ように繰り返した場合
- ② 同一選手に対して、6秒程度以上継続した場合
- ③ 自ら一方的に押圧又は押し上げを行い、内外線間の幅の4倍程度の幅に至った場合
- ④ 自ら一方的に他の選手を押圧し、外帯線の内側を前走する選手の内側に差し込んだ場合（差し込みが瞬時のときは除く。）
- ⑤ 自ら内圏線を踏み切り、一方的に押圧を行った場合
ア 内側の選手に対して、5秒程度以上継続したとき
（最終周回のバック・ストレッチ・ライン到達前）。
イ 内側の選手に対して、3秒程度以上継続したとき
（最終周回のバック・ストレッチ・ライン到達後）。
ウ 内外線間の幅の約2倍以上に至ったとき。

6 本規定に抵触し「重注」となる基準

- (1) 押圧、押し上げ若しくは押し合いを行い、又はそのことによりふらつき等して、その結果他の選手に対して、支障を生じさせた場合

「例示」

- ① 進路を変更させたとき。
- ② ふらつかせたとき。

- (2) 著しい押圧、押し上げ又は押し合いを行った場合

「例示」

- ① 同一選手に繰り返し押圧又は押し上げをしたとき。

② 排撃性のある押圧、押し上げ又は押し合いをしたとき。

③ 自ら一方的に他の選手を押圧し、外帯線の内側を前走する選手の内側に瞬時差し込んだとき。

(3) 内圏線の外側を走行している選手を自ら内圏線を踏み切るまで押圧した場合

(4) 退避した先頭員又は退避中の先頭員を利用して内側の選手を押圧した場合

(5) 押圧、押し上げ又は押し合いをしたことにより、その結果他の選手に対して、落車又は自転車を故障させ事後の競走に重大な支障を生じさせたが、他の選手又は第三者の妨害行為又は危険行為が複合しており、一方的に責めることができない場合

7 本規定に抵触し「走注」となる基準

(1) 押圧、押し上げ又は押し合いを行った場合

(2) 競技規則第15条の規定に係る免責事由により内圏線を踏み切ったが、内圏線の外側に戻る際、他の選手を外帯線の外側まで押し上げた場合

8 本規定を適用しない基準〔免責事由〕

本規定に違反した事由が、次の各事由の一に該当したときに限り本規定を適用しない。

(1) 衝撃又は圧迫が第三者の妨害行為若しくは危険行為又は相当のあおりによって引き起こされたときで、かつその走行以外に方法がなかった場合

(2) 衝撃又は圧迫が被害者自身に起因したときで、かつその走行以外に方法がなかった場合

- (3) 急激に速度を低下した前走する選手との衝突若しくは接触又は落車した選手を避けた走行で、かつその走行以外に方法がなかった場合

競技規則第14条第2項

選手は、斜行又は蛇行して、他の選手の競走を妨害し、又は自らの走行の安全に支障を及ぼしてはならない。

1 設定の主旨

選手の能力を十分に発揮させ、公正に勝敗を決することを阻害する行為を排除し、妨害を手段とする競走上の不正を防止し、競走の公正安全を確保するために、斜行及び蛇行を禁止する。

2 行為の分類

不適正走行（競走妨害行為）

3 用語の定義

(1) 斜行

直進する進路を変更して斜めに走行して後方の選手のとっている進路と交差する状態をいう。

(2) 蛇行

進路を直進せず、左右に進路を変更して後方の選手のとっている進路を波状的に走行する状態をいう。

4 判定の区分

- (1) 本規定に違反する行為があった場合は、生じた支障の程度、行為の程度及び周回現在数を勘案して、失格、重注又は走注の判定をする。
- (2) 5及び6の例示に具体的に該当しない違反行為については、他の選手に生じた支障の程度、行為の程度、周回現在数等を総合的に審理し、本

規定の設定の主旨にのっとり、失格、重注又は走注の判定をする。

5 本規定に抵触し「失格」となる基準

(1) 斜行若しくは蛇行し、又はそのことによりふらつき等して、その結果次の支障が生じた場合

① 自ら落車し、又は他の選手を落車させた場合

② 自ら自転車を故障し、又は他の選手の自転車を故障させて、事後の競走に重大な支障が生じた場合

(2) 著しい斜行若しくは蛇行を行い、又はそのことによりふらつき等して、他の選手の走行に重大な支障を生じさせた場合（打鐘開始後）

「例示」

① 進路を変更させ急激に後退させたとき。

② ふらつかせ急激に後退させたとき。

(3) 特に著しい斜行又は蛇行を行った場合

「例示」

① 外側への斜行を内外線間の幅の4倍程度の幅で急激かつ一方的に行ったとき。

② イエロー・ラインを越えて、自ら他の選手の進路を著しく狭めたとき。

6 本規定に抵触し「重注」となる基準

(1) 斜行若しくは蛇行し、又はそのことによりふらつき等して、その結果他の選手に対して、支障を生じさせた場合

「例示」

① 進路を変更させたとき。

② ふらつかせたとき。

(2) 著しい斜行又は蛇行を行った場合

「例示」

① 外側への斜行を内外線間の幅の4倍程度の幅で一方向的に行ったとき。

② イエロー・ラインを越えて、自ら他の選手の進路を狭めたとき。

(3) 外帯線の外側から内側に斜行又は蛇行したことにより、内圏線の外側を走行している選手に対して内圏線を踏み切らせ、自らも内圏線を踏み切った場合

(4) 斜行又は蛇行したことにより、他の選手又は競走全体に対する妨害を生じさせる危険性がある場合

(5) 斜行又は蛇行したことにより、その結果他の選手に対して、落車させ、又は自転車を故障させ事後の競走に重大な支障を生じさせたが、他の選手又は第三者の妨害行為又は危険行為が複合しており、一方的に責めることができない場合

7 本規定に抵触し「走注」となる基準

斜行又は蛇行を行った場合

8 本規定を適用しない基準〔免責事由〕

本規定に違反した事由が、次の各事由の一に該当したときに限り本規定を適用しない。

(1) 衝突又は接触が第三者の妨害行為若しくは危険行為又は相当のあおりによって引き起こされたときで、かつその走行以外に方法がなかった場合

(2) 衝突又は接触が被害者自身に起因したときで、かつその走行以外に方法がなかった場合

- (3) 急激に速度を低下した前走する選手との衝突若しくは接触又は落車した選手を避けた走行で、かつその走行以外に方法がなかった場合

競技規則第14条第3項

選手は、先行して並走する選手との間に走行の安全に必要な相当の間隔を保持できる場合でなければ、その間に差し込み、又はその間を通過して追い抜いてはならない。

1 設定の主旨

選手の能力を十分に発揮させ、公正に勝敗を決することを阻害する行為を排除し、競走の公正安全を確保するために、他の選手の走行に妨害となる二者間への差込み又は二者間を通過する追抜き(以下「中割り」という。)を禁止する。

2 行為の分類

不適正走行(競走妨害行為)

3 用語の定義

安全に必要な相当の間隔

前で並走する選手に対して、衝突若しくは接触又は進路を変更させる等の支障を生じさせない間隔

4 判定の区分

- (1) 本規定に違反する行為があった場合は、生じた支障の程度、行為の程度及び周回現在数を勘案して、失格又は重注の判定をする。
- (2) 5及び6の例示に具体的に該当しない違反行為については、他の選手に生じた支障の程度、行為の程度、周回現在数等を総合的に審理し、本規定の設定の主旨にのっとり、失格又は重注の判定をする。

5 本規定に抵触し「失格」となる基準

中割りをし、又はそのことによりふらつき等して、その結果次の支障が生じた場合

- (1) 自ら落車し、又は他の選手を落車させた場合
- (2) 自ら自転車を故障し、又は他の選手の自転車を故障させて、事後の競走に重大な支障が生じた場合

6 本規定に抵触し「重注」となる基準

- (1) 中割りをし、又はそのことによりふらつき等して、その結果他の選手に対して、支障を生じさせた場合

「例示」

- ① 進路を変更させたとき。
 - ② ふらつかせたとき。
- (2) 中割りしたことにより、その結果他の選手に対して、落車又は自転車を故障させ事後の競走に重大な支障を生じさせたが、他の選手又は第三者の妨害行為又は危険行為が複合しており、一方的に責めることができない場合

7 本規定を適用しない基準〔免責事由〕

本規定に違反した事由が、次の各事由の一に該当したときに限り本規定を適用しない。

- (1) 衝突又は接触が第三者の妨害行為若しくは危険行為又は相当のあおりによって引き起こされたときで、かつその走行以外に方法がなかった場合
- (2) 急激に速度を低下した前走する選手との衝突若しくは接触又は落車した選手を避けた走行で、かつその走行以外に方法がなかった場合

競技規則第15条

選手は、内圏線の内側に入って走行してはならない。

1 設定の主旨

出走選手全員が同一の条件の下で公正に勝敗を決すべきことから、競走の基本秩序を確保するために、走行できる内側の限界線である内圏線を踏み切ることを禁止する。

2 行為の分類

秩序違反走行

3 用語の定義

内側に入って走行

内圏線を踏み切って、走行することをいう（内圏線上を走行している選手は、内圏線踏切りとはならない。）。

4 判定の区分

- (1) 本規定に違反する行為があった場合は、その行為の程度及び周回現在数を勘案して、失格、重注又は走注の判定をする。
- (2) 免責事由に該当したが、免責すべき事態が解消し、又は解消できるにもかかわらず、漫然とその状態を継続した場合は本規定を適用するものとする。

5 本規定に抵触し「失格」となる基準

- (1) 自ら6秒程度以上内圏線を踏み切って継続して走行した場合（最終周回のバック・ストレッチ・ライン到達前）
- (2) 自ら4秒程度以上内圏線を踏み切って継続して走行した場合（最終周回のバック・ストレッチ・ライン到達後）

- (3) 自ら内圏線を踏み切って外側を走行する他の選手を追い抜いて決勝線に到達した場合（最終周回の30メートル線到達後で、落車した選手及び自転車を故障して重大な支障が生じた選手を追い抜いた場合を除く。）

6 本規定に抵触し「重注」となる基準

- (1) 自ら4秒程度以上6秒程度未満内圏線を踏み切って継続して走行した場合（最終周回のバック・ストレッチ・ライン到達前）
- (2) 自ら2秒程度以上4秒程度未満内圏線を踏み切って継続して走行した場合（最終周回のバック・ストレッチ・ライン到達後）

7 本規定に抵触し「走注」となる基準

- (1) 自ら2秒程度以上4秒程度未満内圏線を踏み切って継続して走行した場合（最終周回のバック・ストレッチ・ライン到達前）
- (2) 自ら2秒程度未満（瞬時は除く。）内圏線を踏み切って継続して走行した場合（最終周回のバック・ストレッチ・ライン到達後）

8 本規定を適用しない基準〔免責事由〕

本規定に違反した事由が、次の各事由の一に該当したときに限り本規定を適用しない。

- (1) 自転車故障又は身体負傷により、正常な走行が困難と認められる走行で、かつその走行以外に方法がなかった場合
- (2) 前走する選手の急激な速度の低下による追突の危険を避けた走行で、かつその走行以外に方法がなかった場合
- (3) 落車した選手を避けた走行で、かつその走行以外に方法がなかった場合
- (4) 他の選手の妨害行為若しくは危険行為又は相当のあおりを受けたこ

とにより、衝突又は接触を避けた走行で、かつその走行以外に方法がなかった場合

- (5) スピード不足、カントの関係によるズリ落ち又は雨天時のスリップによる走行で、かつその走行以外に方法がなかった場合
- (6) 前(1)から(5)以外の事由により、一時的に内圏線を踏み切ったが、その後急激に速度を低下させ、内圏線の外側に復した場合

競技規則第16条

先頭走者は、△△から最終周回バック・ストレッチ・ラインの間において、イエロー・ラインの外側を走行してはならない。

(説明。△△とは、競走路が1周500メートル及び400メートルの場合は「最終周回前々回のバック・ストレッチ・ライン」とし、1周335メートル及び333.3メートルの場合は「最終周回前々回に入るホーム・ストレッチ・ライン」とすること。)

1 設定の主旨

競走は自らの能力を十分に発揮し、自由な走行により勝敗を決すべきであるが、他の選手の走行を阻害するおそれがあることから、競走の基本秩序を確保するために、先頭走者がイエロー・ラインの外側を走行することを禁止する。

2 行為の分類

秩序違反走行

3 用語の定義

(1) 先頭走者

競走中の選手の先頭の選手をいう（先頭員は含まない。）。

(2) イエロー・ラインの外側

イエロー・ラインの外側のすべてをいい、イエロー・ライン上はイエロー・ラインの内側とする。

4 判定の区分

(1) 本規定に違反する行為があった場合は、その行為の程度を勘案して、失格又は重注の判定をする。

(2) 免責事由に該当したが、免責すべき事態が解消し、又は解消できるにもかかわらず、漫然とイエロー・ラインの外側を継続して走行した場合は本規定を適用するものとする。

5 本規定に抵触し「失格」となる基準

(1) 先頭走者が自らイエロー・ラインを下方から越えて、イエロー・ラインの外側を2秒程度以上継続して走行した場合

(2) 先頭走者以外の選手がイエロー・ラインの外側を走行して先頭走者となった後、イエロー・ラインの内側に復することなく、イエロー・ラインの外側を2秒程度以上継続して走行した場合

6 本規定に抵触し「重注」となる基準

先頭走者が自らイエロー・ラインを下方から越えて、イエロー・ラインの外側を走行した場合

7 本規定を適用しない基準〔免責事由〕

本規定に違反した事由が、次の各事由の一に該当したときに限り本規定を適用しない。

(1) 他の選手との衝突若しくは接触又は落車した選手を避けた走行で、かつその走行以外に方法がなかった場合

(2) 他の選手の妨害行為若しくは危険行為又は相当のあおりを受けたこ

とによる走行で、かつその走行以外に方法がなかった場合

競技規則第17条

選手は、競走中、いかなる方法によっても、他の選手に助力を与え、若しくは他の選手から助力を受け、又はペースメーカーとなってはならない。

1 設定の主旨

競走に関し、明らかに特定選手を有利に導くため、自己の勝利を放棄し、自己のペースを無視した故意の誘導等を行い、又は他の選手から有形、無形の援助を受けた走行及び行為を禁止する。

2 行為の分類

不適正走行（敢闘義務違反行為）

3 判定の方法

本規定に抵触する場合は、競走終了後直ちに当該選手を調査した結果をもって判定する。なお、具体的な競走妨害等の事実があった場合は、個々の事実に基づいて競技規則の各条項を適用する。

4 本規定に抵触し「失格」となる基準

- (1) 何らかの方法で特定の選手を後押した場合
- (2) 何らかの方法で特定の選手をえい行した場合
- (3) 特定の選手に作戦的助言を与えた場合
- (4) 故意に進路を空けて特定の選手の競走を有利に導いた場合
- (5) 暴走又は自己のペースを無視して特定の選手のペースメーカーとなった場合
- (6) 他の選手を妨害又は取り囲んで特定の選手を有利に導いた場合

競技規則第18条

選手は、競走中、パンクその他自転車の重大な故障により、又は落車等によって身体に骨折その他重傷を負い競走の継続が不可能になったときは、他の選手を妨害することなく、直ちに内圏線の内側の所定の場所に退避しなければならない。

1 設定の主旨

競走の公正安全を確保するために、選手が落車等し、再乗して事後の競走を継続することが不可能なときは、他の選手の競走に支障を与えることなく退避することを怠る行為を禁止する。

2 行為の分類

秩序違反走行

3 判定の区分

本規定に違反する行為があった場合は、失格の判定をする。

4 本規定に抵触し「失格」となる基準

自転車に故障を生じ、又は身体が負傷して競走の続行が不可能な状態となったにもかかわらず、所定の場所に退避しなかった場合

競技規則第19条

選手は、前条の場合を除き、競走中いかなる事故があっても、他人の援助を受けることなく、落車した場合は直ちに乗車し、常に乗車したまま競走を継続しなければならない。ただし、決勝線に到達する前方30メートル以内において乗車して競走を継続することが不可能となり、又は不利となったときは、他人の援助を受けることなく、自転車を携え、えい行し、又は転がして競走を完了することができる。

- 2 決勝線に到達する前方30メートル以内における落車により選手と自転車が離れて決勝線に到達した場合は、前項の規定にかかわらず、選手又は自転車のうちいずれか後着した方が決勝線に到達したときをもって競走の完了とする。

1 設定の主旨

競走の基本秩序を確保するために、出走選手はその責任として競走を完了すべきことから、これを怠る行為を禁止する。

2 行為の分類

不適正走行（敢闘義務違反行為）

3 用語の定義

(1) 自転車

自己の自転車をいう。

(2) 決勝線に到達する前方30メートル以内

当該選手の身体又は自転車の一部が30メートル線に到達したとき以降とする。

(3) 選手と自転車が離れて決勝線に到達した場合

- ① 落車により、選手と自転車が分離した状態で滑り込み、又は転がり

込む等して双方が決勝線に到達した場合

- ② 落車により、先に自転車のみが決勝線に到達した後、決勝線の手前に残った選手が徒歩等により決勝線に到達した場合

4 判定の区分

本規定に抵触する場合は、競走終了後直ちに当該選手を調査した結果をもって、失格の判定をする。

5 本規定に抵触し「失格」となる基準

自転車に故障を生じ又は身体が負傷して競走の続行が不可能な状態となった場合を除き、競走を完了しない場合

競技規則第20条

選手の着順は、決勝線に到達した順位によって決定する。

1 設定の主旨

本規定は、着順の決定及び判定方法を定めたものである。

2 用語の定義

(1) 決勝線に到達

ラインの手前の切さい部に到達したこと。

3 判定の方法

- (1) 決勝線前において内圏線を踏み切ったが、正常に復する余裕なくそのままの状態が決勝線の延長線上に到達した場合は、判定板の内側までを決勝線とみなす。

- (2) やむを得ない理由により、判定板の後ろをう回した場合は事故棄権とする。

競技規則第55条の2

審判委員は、先頭員が誘導中に次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、先頭員に対して誘導を中止し、退避するように指示することができる。

- (1) 競走選手に追い越されたとき、又は競走選手の競走を妨害し、若しくは競走選手と接触するおそれその他の競走選手の競走の安全を阻害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 誘導中に落車し、又は身体若しくは自転車の故障等のやむを得ない理由により誘導することができなくなったとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、競走選手の競走に支障を来すような状態となったとき。

1 設定の主旨

先頭員に対して、選手を誘導中であっても、競走の円滑かつ安全を確保する上から、審判委員が緊急指示をもって、先頭員の誘導を中止させ退避するよう指示できるものである。

2 用語の定義

適正な走行

先頭員が、競走選手と接触し、若しくは競走選手の競走を妨害し、又は内圏線を大きく踏み切ることなく走行すること。

3 退避の指示を行う基準

- (1) 競走選手に追い越された場合
- (2) そのまま走行することが競走選手の競走を妨害し又は競走選手と接触するおそれがあると認められる場合
- (3) 先頭員が〇〇に到達後に、競走選手が外帯線の内側（退避路を含む。）

を走行する先頭員の自転車の後輪後端から直角に外帯線を結ぶ延長線を越えて外側に差し込んだ場合

(〇〇とは、競走路が1周500メートルの場合は「最終周回前回のバック・ストレッチ・ライン」とし、1周400メートルの場合は「最終周回前回に入るホーム・ストレッチ・ライン」とし、1周335メートル及び333.3メートルの場合は「最終周回前々回のバック・ストレッチ・ライン」とする。)

- (4) 誘導中の落車又は身体若しくは自転車の故障等のやむを得ない理由により、あらかじめ指示した走行方法により誘導することができない状態となった場合

競技規則第58条

競走選手は、先頭員が〇〇に到達するまでは、先頭員を追い抜いてはならない。

(説明。〇〇とは、競走路が1周500メートルの場合は「最終周回前回のバック・ストレッチ・ライン」とし、1周400メートルの場合は「最終周回前回に入るホーム・ストレッチ・ライン」とし、1周335メートル及び333.3メートルの場合は「最終周回前々回のバック・ストレッチ・ライン」とすること。)

1 設定の主旨

先頭固定競走(オリジナル)における競走の基本秩序を確保するために、競走の方法に関してあらかじめ定められた地点まで先頭員を追い抜くことを禁止する。

2 行為の分類

秩序違反走行

3 判定の区分

競走選手が先頭員を追い抜いた場合は、その時期により失格の判定をする。ただし、競技規則第55条ただし書の規定により先頭員が誘導を中止した場合は、本規定の対象とならない。

4 本規定に抵触し「失格」となる基準

先頭員が〇〇に到達するまでに、競走選手が先頭員を追い抜いた場合
(〇〇とは、競走路が1周500メートルの場合は「最終周回前回のバック・ストレッチ・ライン」とし、1周400メートルの場合は「最終周回前回に入るホーム・ストレッチ・ライン」とし、1周335メートル及び333.3メートルの場合は「最終周回前々回のバック・ストレッチ・ライン」とする。)

競技規則第59条

競走選手は、誘導中又は退避中の先頭員に対して、妨害行為又は危険性の高い行為等を行ってはならない。

1 設定の主旨

先頭固定競走(オリジナル)における競走の公正安全を確保するために、競走全体に重大な支障を及ぼす誘導中又は退避中の先頭員に対する妨害等の行為を禁止する。また、先頭員への直接的な行為だけでなく、他の選手を介した間接的な行為も禁止する。

2 行為の分類

不適正走行(競走妨害行為)

3 用語の定義

(1) 誘導中

先頭員が発走した後、第55条第1項に規定する標識線まで競走選手を誘導する間若しくは第55条第1項ただし書きの規定により誘導を中止するまでの間又は第55条の2の規定により審判委員の退避指示が出されるまでの間

(2) 退避中

第56条の規定により先頭員が退避路に入り退避した後から全競走選手が先頭員を通過するまでの間

(3) 妨害行為

先頭員に押圧、押し上げ、斜行又は蛇行をすること。

(4) 危険性の高い行為

- ① 外帯線の内側を走行する先頭員に対して不注意な走行をすること。
- ② 外帯線の内側を走行する先頭員を内側から追い抜くこと。
- ③ 外帯線の内側（退避路を含む。）を走行する先頭員の自転車の後輪後端から直角に内圏線を結ぶ延長線を越えて内側に差し込むこと。
- ④ 内圏線と外帯線の間を走行する先頭員と外帯線の間に入ること。
- ⑤ 内圏線と外帯線の間を走行する先頭員と外帯線の間には他の選手を入らせること。

4 判定の区分

- (1) 本規定に違反する行為があった場合は、生じた支障の程度及び行為の程度により、失格又は重注の判定をする。
- (2) 5及び6の例示に具体的に該当しない違反行為については、先頭員又は他の選手に生じた支障の程度及び行為の程度を総合的に審理し、本規定の設定の主旨にのっとり、失格又は重注の判定をする。

5 本規定に抵触し「失格」となる基準

- (1) 誘導中又は退避中の先頭員に妨害行為若しくは危険性の高い行為を行い、又はそのことによりふらつき等して、その結果次の支障が生じた場合
 - ① 自ら落車し、又は先頭員若しくは他の選手を落車させた場合
 - ② 自ら自転車を故障し、又は先頭員若しくは他の選手の自転車を故障させて、事後の競走に重大な支障が生じた場合
 - ③ その他先頭員又は他の競走選手の走行に重大な支障を生じさせた場合

「例示」

 - ア 誘導行為を中止させたとき。
 - イ 競走選手に進路を変更させ急激に後退させたとき。
 - ウ 競走選手をふらつかせ急激に後退させたとき。
- (2) 外帯線の内側を走行する先頭員を内側から追い抜いた場合
- (3) 他の選手に対して、不注意走行、内側差込み、押圧、押上げ、斜行若しくは蛇行をし、外帯線の内側に入りこれと並走し、又は第三者を外帯線の内側に入らせこれと並走させ、その結果先頭員に対して、次の支障を生じさせた場合
 - ① 落車させた場合
 - ② 自転車を故障させ事後の誘導継続に重大な支障を生じさせた場合
 - ③ 誘導行為を中止させた場合
- (4) 自ら一方的に他の選手を押圧し、先頭員の内側に差し込んだ場合（差し込みが瞬時のときは除く。）
- (5) 先頭員が〇〇に到達前に、先頭員に妨害行為又は危険性の高い行為

を行った場合

(〇〇とは、競走路が1周500メートルの場合は「最終周回前回のバック・ストレッチ・ライン」とし、1周400メートルの場合は「最終周回前回に入るホーム・ストレッチ・ライン」とし、1周335メートル及び333.3メートルの場合は「最終周回前々回のバック・ストレッチ・ライン」とする。)

「例示」

- ① 先頭員に押圧、押上げ、斜行又は蛇行をしたとき。
- ② 先頭員の内側に差し込んだとき（差し込みが瞬時のときは除く。）。
- ③ 内圏線と外帯線の間を走行する先頭員と外帯線の間に入ったとき。
- ④ 内圏線と外帯線の間を走行する先頭員と外帯線の間には他の選手を入らせたとき。

6 本規定に抵触し「重注」となる基準

先頭員が〇〇に到達後に、先頭員に妨害行為又は危険性の高い行為を行った場合

(〇〇とは、競走路が1周500メートルの場合は「最終周回前回のバック・ストレッチ・ライン」とし、1周400メートルの場合は「最終周回前回に入るホーム・ストレッチ・ライン」とし、1周335メートル及び333.3メートルの場合は「最終周回前々回のバック・ストレッチ・ライン」とする。)

「例示」

- (1) 先頭員に押圧、押上げ、斜行又は蛇行をしたとき。
- (2) 先頭員の内側に差し込んだとき。
- (3) 内圏線と外帯線の間を走行する先頭員と外帯線の間に入ったとき。

(4) 内圏線と外帯線の間を走行する先頭員と外帯線の間には他の選手を入らせたとき。

7 本規定を適用しない基準〔免責事由〕

本規定に違反した事由が、次の各事由の一に該当したときに限り本規定を適用しない。

- (1) 落車した選手を避けた走行で、かつその走行以外に方法がなかった場合
- (2) 他の選手の妨害行為若しくは危険行為又は相当のあおりを受けたことにより、衝突又は接触を避けた走行で、かつその走行以外に方法がなかった場合
- (3) 先頭員のやむを得ない理由による急激な速度の低下等により衝突若しくは接触又は落車を避けた走行で、かつその走行以外に方法がなかった場合

競技規則第65条

スプリント・レースは、最終周回のバック・ストレッチ・ラインまでの周回と、それ以後の周回とに区分し、最終周回のバック・ストレッチ・ラインに到達するまでは、自己の競走を有利にするため、徐行することができる競走とする。

1 判定の方法

(1) 徐行

徐行については他の選手に対して実害を与えない程度までのものは認める。ただし、停止は認めない。

競技規則第69条

第6条から第9条まで、第11条から第15条まで及び第17条から第21条までの規定並びに第11条から第15条まで及び第17条から第19条までの規定に係る次条の規定は、スプリント・レースに準用する。

1 判定の区分

第6条から第9条まで、第11条から第15条まで及び第17条から第21条までの規定に違反する行為があった場合は、それぞれ各条項に規定する判定基準に基づき失格、重注又は走注の判定をする。

ただし、第11条の5「重注」となる基準(1)及び第14条第2項の6「重注」となる基準(2)並びに7「走注」となる基準については、これを適用しない。

競技規則第70条

選手が次の各号のいずれかに該当したときは、その選手は失格とする。

(4) 競走において周回数を誤認して競走したとき。

1 行為の分類

不適正走行（敢闘義務違反行為）

2 周回数を誤認して「失格」となる基準

周回数を誤認したことによって、自己の全能力を十分に発揮できなかったと認められる場合

「例示」

(1) 周回数を少なく誤認したことにより、他の選手に遅れて決勝線に到達したとき。

(2) 決勝線以外の線を決勝線と誤り、あたかも決勝線であるがごとく自転

車を投げる等して、他の選手に遅れて決勝線に到達したとき。

- (3) 周回数を多く誤認したことにより、他の選手に遅れて決勝線に到達したとき。

競技規則第73条

競走において次の各号のいずれかに該当する場合は、競走不成立とする。

- (1) 決勝線に到達した選手がいなかったとき。
- (2) 競走中、突風、豪雨その他の天災地変により競走の続行が不可能となったとき。
- (3) 競走中、周回通告員が打鐘若しくは周回通告を誤って行ったとき、又は打鐘若しくは周回通告を行わなかったとき。
- (4) 競走中、動物が走路上に現われ、出走選手の走行する進路に重大な妨害を与えたとき。
- (5) 競走中、観客の投石その他の妨害により競走に重大な障害があったとき。
- (6) 先頭固定競走（インターナショナル）及び先頭固定競走（オリジナル）において、先頭員が誘導すべき周回数に誤って誘導したとき、又は先頭員が競走選手の競走に重大な障害を与えたとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、選手の責めに帰することのできない理由により競走に重大な支障を生じたとき。

2 前項第2号から第7号までに掲げる場合においては、審判委員は競走を停止することができる。

1 設定の主旨

本規定は、競走それ自体にない外部の要因にかかわる事由により選手が落車する、あるいは競走に著しい混乱が生じた等、結果として競走に支障が発生し、勝敗の決定に重大な影響を及ぼしたときに限り、その競走にかし瑕疵が生じたとしてこれを不成立とするものである。

2 用語の定義

重大な支障

- (1) 競走選手を落車させた場合
- (2) 競走選手の身体又は自転車に故障を与え、そのため競走選手が全力をもって競走することができなくなった場合
- (3) 著しく競走を混乱させ事後の競走続行に支障を与えた場合

競技規則第74条

選手が決勝線に到達した時期は、次の各号に掲げる瞬間をもって判定する。

- (1) 選手と自転車が一体で決勝線に到達した場合は、車輪の一端が決勝線の垂直面に到達した瞬間
- (2) 第19条第1項ただし書の規定により選手が自転車に乗らずに決勝線に到達した場合は、車輪の一端が決勝線の垂直面に到達した瞬間
- (3) 第19条第2項の規定により選手と自転車が離れて決勝線に到達した場合は、選手又は自転車のうちいずれか後着した方の最前部（自転車にあつては車輪の一端）が決勝線の垂直面に到達した瞬間

1 用語の定義

- (1) 選手と自転車が一体
選手の身体の一部が自転車に接していること。
- (2) 車輪の一端
タイヤの一端。ただし、タイヤが離脱した場合は、リムの一端。

第4節 先頭固定競走（インターナショナル）の審判の判定基準

先頭固定競走（インターナショナル）における競技規則各条項の設定の主旨、判定基準等は、次のとおりとする。

競技規則第6条第1項

選手は、審判委員の指示に従い、自転車に乗って、発走位置につき、号砲による発走合図を受けると同時に発走しなければならない。

1 設定の主旨

競走を公正かつ円滑に実施するため、競走の開始及び発走の方法を明示したものであり、選手は号砲を受けると同時に発走し、適正な発走を確保する。

競技規則第8条

審判委員は、選手の発走又は発走線から25メートル以内の地点における競走が適当でないと認めたときは、号砲、打鐘その他の合図により競走の進行を中止させ、選手を発走位置に戻らせ、改めて発走させなければならない。

2 前項の規定による再発走は、選手の責めに帰することができない場合を除き、2回を超えてはならない。

競技規則第64条第2項

審判委員は、先頭員が次の各号のいずれかに該当する場合は、号砲、打鐘その他の合図により、競走を中止させ、競走選手及び先頭員をそれぞれの発走位置に戻らせ、改めて発走させなければならない。

(2) 先頭員が発走線から第1周回の第2コーナーにあるときにおいて落車し、又は身体若しくは自転車に故障を生じたこと等によって、その誘導に支障があると認めたとき。

3 前項の規定による再発走は、第8条第2項に規定する再発走の回数には算入しない。

1 設定の主旨

発走は、号砲と同時に一斉に行われるべきであるが、競走選手の発走若しくは発走線から25メートル以内での競走が適当でない場合又は先頭固定競走（インターナショナル）における発走線から第1周回の第2コーナーまでの先頭員の誘導が適当でない場合は、発走を改めて行うこととしたものである。

2 読み替え

第26条の規定に基づき、第64条第2項第2号及び同条第3項の規定は、先頭固定競走（インターナショナル）に準用する。この場合において、条文中の語句については、以下の(1)から(3)の通り読み替えるものとする。

- (1) 「それぞれの発走位置」とあるのは、「発走位置及び助走開始位置」。
- (2) 「改めて発走」とあるのは、「改めて先頭員を助走させた後に競走選手を発走」。
- (3) 「前項」とあるのは、「第26条において準用する第64条第2項第

2号」。

3 運用

- (1) 再発走は、号砲から25メートル線以内の競走が適当でないと認めたとときに行う。この場合において、選手の責めに帰すことができない場合（号砲の暴発、自転車の事故、クリップバンドの切れ等）及び発砲以前の行為に係る再発走については、再発走の回数に数えない。

また、発走線から第1周回の第2コーナーまでの先頭員の誘導が適当でないと認めたとときも再発走とし、この場合についても再発走の回数に数えない。

- (2) 発走線から25メートル線以内とは、発走後すべての自転車の後輪後端が25メートル線を通過するまでとする。
- (3) 選手の発走又は発走線から25メートル線以内の地点における競走が適当でないと認めたとときは、発走不揃い、クリップバンドの外れ、自転車の事故、落車接触等が生じたときとする。
- (4) 再発走の2回目にあつては、選手に起因するいかなる事由が生じても発走しなければならない。ただし、選手の責めに帰すことができない場合（自転車の事故、クリップバンドの切れ、先頭員に起因する場合等）については、この限りでない。

競技規則第9条

審判委員は、再度不正な発走を行い、又は指示に従わない選手を、その回の競走から除外することができる。

1 設定の主旨

適正な発走を実施するため、発走時における反公正的行為を禁止し、そ

の行為を行った選手を競走から除外する権限を審判委員に与えるものである。

2 用語の定義

(1) 不正な発走

選手が適正な発走を阻害したことをいう。

(2) 指示に従わない

審判委員が適正な発走をさせるために選手に与えた指示に対して選手が従わないことをいう。

3 本規定に抵触し「競走から除外」となる基準

(1) 不正な発走の場合

「例示」

- ① 他の選手の発走を妨害したとき。
- ② 他の選手の援助を受けて発走したとき。
- ③ 他の選手の発走を援助したとき。
- ④ 発走後25メートル線以内において他の選手の競走を妨害したとき。

(2) 指示に従わない場合

「例示」

- ① 発走合図の指示を受けても選手が発走しなかったとき。
- ② 発走の際選手が当該選手番号の発走位置に着かなかったとき。
- ③ 発走後25メートル線以内の地点において競走が適正でなかったため再発走の合図を行ったにもかかわらず、選手がそのまま走行を続け、又は発走位置に戻らなかったとき。

競技規則第 11 条

選手は、暴走、過度の牽制^{けん}等をしてはならず、勝利を得る意志をもって全力を尽くして競走しなければならない。

1 設定の主旨

競走の放棄、勝利の意志を欠く怠慢な走行、敢闘意欲に著しく欠けた走行又は勝利を得るための走行に著しく反した走行及び行為を禁止する。

2 行為の分類

不適正走行（敢闘義務違反行為）

3 判定の区分

- (1) 本規定に違反する行為があった場合は、競走において外形的に現れた行為の程度により、失格又は重注の判定をする。なお、必要に応じ、競走終了後直ちに身体及び自転車の検査を行い、かつ本人を調査する。
- (2) 4 及び 5 の例示に具体的に該当しない違反行為については、その行為の程度及び周回現在数等を総合的に審理し、本規定の設定の主旨にのっとり、失格又は重注の判定をする。

4 本規定に抵触し「失格」となる基準

- (1) 暴走して勝機を逸したと認められる場合

「例示」

打鐘開始前よりスパートしたが、他の選手に追い抜かれ、先頭で決勝線に到達した選手より、5 秒以上離れて決勝線に到達したとき。

- (2) 過度の牽制^{けん}をしたため、勝機を逸したと認められる場合

「例示」

他の選手を必要以上に牽制^{けん}したため、ある選手がスパートしたにもか

かわらず追走せず、自己との差が著しく離れ、勝機を逸したとき。

(3) 正当な理由なく競走を放棄した場合

「例示」

身体及び自転車に重大な支障がないにもかかわらず、競走を放棄したとき。

(4) 怠慢競走と認められる場合

「例示」

常に後位にあって終始ダラダラと走行する等、競走に全力を傾注しないことが明らかであるとき。

5 本規定に抵触し「重注」となる基準

(1) ^{けん}牽制をしたことにより、競走選手が先頭集団の選手から一時的に離れた場合

「例示」

10車身程度離れたとき。

(2) ^{けん}牽制をしたことにより、競走選手が先頭員から一時的に離れた場合

「例示」

発走(号砲)した後、先頭員が退避するまでの間に10車身程度離れたとき。

(3) 特定の選手の後方に常に位置している競走選手が繰り返し後ろ見等をしたことにより、競走選手が前走選手から一時的に離れた場合

「例示」

2車身程度離れたとき(最終周回に入るホーム・ストレッチ・ライン到達後)。

(4) 特定の選手の後方に常に位置している競走選手が前走選手から離れ

ているにもかかわらず、繰り返し後ろ見等をしたことにより、前走選手との車間が開いている状態を速やかに解消しなかった場合

「例示」

2車身程度の離れを解消しなかったとき（最終周回に入るホーム・ストレッチ・ライン到達後）。

6 5は、再発走となった場合の再発走前の行為についても適用する。

競技規則第11条の2

選手は、過失走行により走行の安全に支障を及ぼすことがないように、細心の注意を払って競走しなければならない。

1 設定の主旨

競走は複数の選手により競われていることから、競走の安全を確保するために、自己又は他の選手の走行に対して注意を怠った行為を禁止する。

2 行為の分類

反安全走行（注意義務違反行為）

3 用語の定義

過失走行

- (1) 横見、後ろ見、ハンドルからの手放し等を行った場合
- (2) 自転車が前走車にかかっている状態のまま横に動いた場合
- (3) 自転車操作を誤った場合（スリップ、ペダルかき、自転車故障は除く。）

であって、他の選手の身体又は自転車と接触等した場合をいう。

4 判定の区分

- (1) 本規定に違反する行為があった場合は、生じた支障の程度及び行為の

程度により、失格又は重注の判定をする。

- (2) 6の例示に具体的に該当しない違反行為については、他の選手に生じた支障の程度及び行為の程度を総合的に審理し、本規定の設定の主旨にのっとり、重注の判定をする。

5 本規定に抵触し「失格」となる基準

過失走行をし、又はそのことによりふらつき等して、その結果次の支障が生じた場合

- (1) 自ら落車し、又は他の選手を落車させた場合
(2) 自ら自転車を故障し、又は他の選手の自転車を故障させて、事後の競走に重大な支障が生じた場合

6 本規定に抵触し「重注」となる基準

過失走行により、他の選手に対して、支障を生じさせた場合

「例示」

- (1) 進路を変更させたとき。
(2) ふらつかせたとき。

競技規則第13条

選手は、外帯線の内側を前走する選手に対し、内側への差込み及び内側からの追抜きを行ってはならない。

1 設定の主旨

競走の公正安全の確保、競走において起こり得る事故の未然防止及び競走の基本秩序の維持のために、衝突、接触等の事故を引き起こす危険性が極めて高い外帯線の内側を前走する選手の内側に差し込むこと及び内側から追い抜くことを禁止する。

2 行為の分類

反安全走行（競走危険行為）

3 用語の定義

(1) 外帯線の内側

外帯線の内側の範囲のすべてをいい（退避路を含む。）外帯線上は、外帯線の内側とする。

(2) 内側への差込み

外帯線の内側（退避路を含む。）を前走する選手の自転車の後輪後端から直角に内圏線を結ぶ延長線を越えて入ること。

(3) 追抜き

後続する選手の自転車の前輪前端が前走する選手の自転車の前輪前端より前方に到達し位置する状態をいう。

ただし、ゴール時における同着は追抜きとみなす。

4 判定の区分

(1) 本規定に違反する行為があった場合は、生じた支障の程度、行為の程度及び周回現在数を勘案して、失格又は重注の判定をする。

(2) 免責事由に該当したが、免責すべき事態が解消し、又は解消できるにもかかわらず、漫然とその状態を継続した場合は本規定を適用するものとする。

5 本規定に抵触し「失格」となる基準

(1) 外帯線の内側（退避路を含む。）を前走する選手の内側に差し込み、又はそのことによりふらつき等して、その結果次の支障が生じた場合

① 自ら落車し、又は他の選手を落車させた場合

② 自ら自転車を故障し、又は他の選手の自転車を故障させて、事後の

競走に重大な支障が生じた場合

(2) 外帯線の内側を前走している選手を内側から追い抜いた場合

6 本規定に抵触し「重注」となる基準

外帯線の内側（退避路を含む。）を前走する選手の内側に差し込んだ場合（差し込みが瞬時のときは除く。）

7 本規定を適用しない基準〔免責事由〕

本規定に違反した事由が、次の各事由の一に該当したときに限り本規定を適用しない。

(1) 急激に速度を低下した前走する選手を避けた走行で、かつその走行以外に方法がなかった場合

(2) 落車した選手を避けた走行で、かつその走行以外に方法がなかった場合

(3) 他の選手の妨害行為若しくは危険行為又は相当のあおりを受けたことにより、衝突又は接触を避けた走行で、かつその走行以外に方法がなかった場合

(4) 外帯線の内側を前走している選手を内側から追い抜いた場合であって、前(1)、(2)及び(3)以外の事由により、一時的に違反状態となったが、他の選手の走行に支障を生じさせることなく、急激に速度を低下させ元の状態に復した場合

競技規則第13条の2

選手は、内圏線と外帯線の間を走行する選手と並走する場合は、外帯線の内側に入り、又は他の選手を外帯線の内側に入らせてはならない。

1 設定の主旨

競走の公正安全を確保し、競走において起こり得る事故を未然に防止するために、衝突又は接触等の事故を引き起こす危険性が極めて高い内圏線と外帯線の間を走行する選手と外帯線までの間に入ることを禁止する。

2 行為の分類

反安全走行（競走危険行為）

3 用語の定義

(1) 外帯線の内側に入り

内圏線と外帯線の間を走行している選手と外帯線の間に入ることを。

(2) 外帯線の内側に入らせ

内圏線と外帯線の間を走行している選手と外帯線の上に他の選手を入らせること。

4 判定の区分

(1) 本規定に違反する行為があった場合は、生じた支障の程度及び行為の程度により、失格又は重注の判定をする。

(2) 免責事由に該当したが、免責すべき事態が解消し、又は解消できるにもかかわらず、漫然とその状態を継続した場合は本規定を適用するものとする。

5 本規定に抵触し「失格」となる基準

内圏線と外帯線の間を走行する選手と外帯線の上に自ら入り、若しくは他の選手を入らせ、又はそのことによりふらつき等して、その結果次の支障が生じた場合

(1) 自ら落車し、又は他の選手を落車させた場合

(2) 自ら自転車を故障し、又は他の選手の自転車を故障させて、事後の競走に重大な支障が生じた場合

6 本規定に抵触し「重注」となる基準

内圏線と外帯線の間を走行する選手と外帯線の間から自ら入り、又は他の選手を入らせた場合（瞬時のときは除く。）

7 本規定を適用しない基準〔免責事由〕

本規定に違反した事由が、次の各事由の一に該当したときに限り本規定を適用しない。

- (1) 他の選手との衝突若しくは接触又は落車した選手を避けた走行で、かつその走行以外に方法がなかった場合
- (2) 他の選手の妨害行為若しくは危険行為又は相当のあおりを受けた走行で、かつその走行以外に方法がなかった場合
- (3) 急激に速度を低下した前走する選手を避けた走行で、かつその走行以外に方法がなかった場合

競技規則第14条第1項

選手は、身体又は自転車全部若しくは一部を用いる方法によって、他の選手を押圧し、若しくは押し上げ、又は他の選手と押し合いを行ってはならない。

1 設定の主旨

選手的能力を十分に発揮させ、公正に勝敗を決することを阻害する行為を排除し、妨害を手段とする競走上の不正を防止し、競走の公正安全を確保するために、押圧、押し上げ及び押し合いを禁止する。

2 行為の分類

不適正走行（競走妨害行為）

3 用語の定義

(1) 押圧

他の選手に対して身体又は自転車をもって、内側に衝撃・圧迫等を加えること。

(2) 押し上げ

他の選手に対して身体又は自転車をもって、外側に衝撃・圧迫等を加えること。

(3) 押し合い

2人以上の選手が相互に身体又は自転車をもって、衝撃・圧迫等を加え合うこと。

4 判定の区分

本規定に違反する行為があった場合は、生じた支障の程度、行為の程度及び周回現在数を勘案して、失格又は重注の判定をする。

5 本規定に抵触し「失格」となる基準

(1) 押圧、押し上げ若しくは押し合いを行い、又はそのことによりふらつき等して、その結果次の支障が生じた場合

① 自ら落車し、又は他の選手を落車させた場合

② 自ら自転車を故障し、又は他の選手の自転車を故障させて、事後の競走に重大な支障が生じた場合

(2) 自ら一方的に押圧、押し上げ若しくは執拗に押し合いを行い、又はそのことによりふらつき等して、他の選手の速度を著しく低下させた場合

(3) 自ら一方的に押圧又は押し上げを行い、内外線間の幅の2倍程度の幅に至った場合

6 本規定に抵触し「重注」となる基準

押圧、押し上げ又は押し合いを行った場合

7 本規定を適用しない基準〔免責事由〕

本規定に違反した事由が、次の各事由の一に該当したときに限り本規定を適用しない。

- (1) 衝撃又は圧迫が第三者の妨害行為若しくは危険行為又は相当のあおりによって引き起こされたときで、かつその走行以外に方法がなかった場合
- (2) 衝撃又は圧迫が被害者自身に起因したときで、かつその走行以外に方法がなかった場合
- (3) 急激に速度を低下した前走する選手との衝突若しくは接触又は落車した選手を避けた走行で、かつその走行以外に方法がなかった場合

競技規則第14条第2項

選手は、斜行又は蛇行して、他の選手の競走を妨害し、又は自らの走行の安全に支障を及ぼしてはならない。

1 設定の主旨

選手の能力を十分に発揮させ、公正に勝敗を決することを阻害する行為を排除し、妨害を手段とする競走上の不正を防止し、競走の公正安全を確保するために、斜行及び蛇行を禁止する。

2 行為の分類

不適正走行（競走妨害行為）

3 用語の定義

(1) 斜行

直進する進路を変更して斜めに走行して後方の選手のとっている進路と交差する状態をいう。

(2) 蛇行

進路を直進せず、左右に進路を変更して後方の選手のとっている進路を波状的に走行する状態をいう。

4 判定の区分

本規定に違反する行為があった場合は、生じた支障の程度、行為の程度及び周回現在数を勘案して、失格又は重注の判定をする。

5 本規定に抵触し「失格」となる基準

(1) 斜行若しくは蛇行し、又はそのことによりふらつき等して、その結果次の支障が生じた場合

① 自ら落車し、又は他の選手を落車させた場合

② 自ら自転車を故障し、又は他の選手の自転車を故障させて、事後の競走に重大な支障が生じた場合

(2) 自ら一方的に斜行若しくは蛇行を行い、又はそのことによりふらつき等して、他の選手の色度を著しく低下させた場合

(3) 自ら一方的に斜行を行い、内外線間の幅の2倍程度の幅に至った場合

6 本規定に抵触し「重注」となる基準

斜行又は蛇行を行った場合

7 本規定を適用しない基準〔免責事由〕

本規定に違反した事由が、次の各事由の一に該当したときに限り本規定を適用しない。

(1) 衝突又は接触が第三者の妨害行為若しくは危険行為又は相当のあおりによって引き起こされたときで、かつその走行以外に方法がなかった場合

(2) 衝突又は接触が被害者自身に起因したときで、かつその走行以外に方

法がなかった場合

- (3) 急激に速度を低下した前走する選手との衝突若しくは接触又は落車した選手を避けた走行で、かつその走行以外に方法がなかった場合

競技規則第14条第3項

選手は、先行して並走する選手との間に走行の安全に必要な相当の間隔を保持できる場合でなければ、その間に差し込み、又はその間を通過して追い抜いてはならない。

1 設定の主旨

選手の能力を十分に発揮させ、公正に勝敗を決することを阻害する行為を排除し、競走の公正安全を確保するために、他の選手の走行に妨害となる二者間への差込み又は二者間を通過する追抜き(以下「中割り」という。)を禁止する。

2 行為の分類

不適正走行(競走妨害行為)

3 用語の定義

安全に必要な相当の間隔

前で並走する選手に対して、衝突若しくは接触又は進路を変更させる等の支障を生じさせない間隔

4 判定の区分

本規定に違反する行為があった場合は、生じた支障の程度、行為の程度及び周回現在数を勘案して、失格の判定をする。

5 本規定に抵触し「失格」となる基準

中割りをし、又はそのことによりふらつき等して、その結果次の支障が

生じた場合

- (1) 自ら落車し、又は他の選手を落車させた場合
- (2) 自ら自転車を故障し、又は他の選手の自転車を故障させて、事後の競走に重大な支障が生じた場合

6 本規定を適用しない基準〔免責事由〕

本規定に違反した事由が、次の各事由の一に該当したときに限り本規定を適用しない。

- (1) 衝突又は接触が第三者の妨害行為若しくは危険行為又は相当のあおりによって引き起こされたときで、かつその走行以外に方法がなかった場合
- (2) 急激に速度を低下した前走する選手との衝突若しくは接触又は落車した選手を避けた走行で、かつその走行以外に方法がなかった場合

競技規則第15条

選手は、内圏線の内側に入って走行してはならない。

1 設定の主旨

出走選手全員が同一の条件の下で公正に勝敗を決すべきことから、競走の基本秩序を確保するために、走行できる内側の限界線である内圏線を踏み切ることを禁止する。

2 行為の分類

秩序違反走行

3 用語の定義

内側に入って走行

内圏線を踏み切って、走行することをいう（内圏線上を走行している選

手は、内圏線踏切りとはならない。)

4 判定の区分

- (1) 本規定に違反する行為があった場合は、その行為の程度及び周回現在数を勘案して、失格又は重注の判定をする。
- (2) 免責事由に該当したが、免責すべき事態が解消し、又は解消できるにもかかわらず、漫然とその状態を継続した場合は本規定を適用するものとする。

5 本規定に抵触し「失格」となる基準

- (1) 自ら4秒程度以上内圏線を踏み切って継続して走行した場合
- (2) 自ら内圏線を踏み切って外側を走行する他の選手を追い抜いて決勝線に到達した場合(最終周回の30メートル線到達後で、落車した選手及び自転車を故障して重大な支障が生じた選手を追い抜いた場合を除く。)

6 本規定に抵触し「重注」となる基準

自ら4秒程度未満(瞬時は除く。)内圏線を踏み切って継続して走行した場合

7 本規定を適用しない基準〔免責事由〕

本規定に違反した事由が、次の各事由の一に該当したときに限り本規定を適用しない。

- (1) 自転車故障又は身体負傷により、正常な走行が困難と認められる走行で、かつその走行以外に方法がなかった場合
- (2) 前走する選手の急激な速度の低下による追突の危険を避けた走行で、かつその走行以外に方法がなかった場合
- (3) 落車した選手を避けた走行で、かつその走行以外に方法がなかった場

合

- (4) 他の選手の妨害行為若しくは危険行為又は相当のあおりを受けたことにより、衝突又は接触を避けた走行で、かつその走行以外に方法がなかった場合
- (5) スピード不足、カントの関係によるズリ落ち又は雨天時のスリップによる走行で、かつその走行以外に方法がなかった場合
- (6) 前(1)から(5)以外の事由により、一時的に内圏線を踏み切ったが、その後急激に速度を低下させ、内圏線の外側に復した場合

競技規則第16条

先頭走者は、△△から最終周回バック・ストレッチ・ラインの間において、イエロー・ラインの外側を走行してはならない。

(説明。△△とは、競走路が1周500メートル及び400メートルの場合は「最終周回前々回のバック・ストレッチ・ライン」とし、1周335メートル及び333.3メートルの場合は「最終周回前々回に入るホーム・ストレッチ・ライン」とすること。)

1 設定の主旨

競走は自らの能力を十分に発揮し、自由な走行により勝敗を決すべきであるが、他の選手の走行を阻害するおそれがあることから、競走の基本秩序を確保するために、先頭走者がイエロー・ラインの外側を走行することを禁止する。

2 行為の分類

秩序違反走行

3 用語の定義

(1) 先頭走者

競走中の選手の前頭の選手をいう（先頭員は含まない。）。

(2) イエロー・ラインの外側

イエロー・ラインの外側のすべてをいい、イエロー・ライン上はイエロー・ラインの内側とする。

4 判定の区分

(1) 本規定に違反する行為があった場合は、その行為の程度を勘案して、失格又は重注の判定をする。

(2) 免責事由に該当したが、免責すべき事態が解消し、又は解消できるにもかかわらず、漫然とイエロー・ラインの外側を継続して走行した場合は本規定を適用するものとする。

5 本規定に抵触し「失格」となる基準

(1) 先頭走者が自らイエロー・ラインを下方から越えて、イエロー・ラインの外側を2秒程度以上継続して走行した場合

(2) 先頭走者以外の選手がイエロー・ラインの外側を走行して先頭走者となった後、イエロー・ラインの内側に復することなく、イエロー・ラインの外側を2秒程度以上継続して走行した場合

6 本規定に抵触し「重注」となる基準

先頭走者が自らイエロー・ラインを下方から越えて、イエロー・ラインの外側を走行した場合

7 本規定を適用しない基準〔免責事由〕

本規定に違反した事由が、次の各事由の一に該当したときに限り本規定を適用しない。

(1) 他の選手との衝突若しくは接触又は落車した選手を避けた走行で、か

かつその走行以外に方法がなかった場合

- (2) 他の選手の妨害行為若しくは危険行為又は相当のあおりを受けたことによる走行で、かつその走行以外に方法がなかった場合

競技規則第17条

選手は、競走中、いかなる方法によっても、他の選手に助力を与え、若しくは他の選手から助力を受け、又はペースメーカーとなってはならない。

1 設定の主旨

競走に関し、明らかに特定選手を有利に導くため、自己の勝利を放棄し、自己のペースを無視した故意の誘導等を行い、又は他の選手から有形、無形の援助を受けた走行及び行為を禁止する。

2 行為の分類

不適正走行（敢闘義務違反行為）

3 判定の方法

本規定に抵触する場合は、競走終了後直ちに当該選手を調査した結果をもって判定する。なお、具体的な競走妨害等の事実があった場合は、個々の事実に基づいて競技規則の各条項を適用する。

4 本規定に抵触し「失格」となる基準

- (1) 何らかの方法で特定の選手を後押した場合
- (2) 何らかの方法で特定の選手をえい行した場合
- (3) 特定の選手に作戦的助言を与えた場合
- (4) 故意に進路を空けて特定の選手の競走を有利に導いた場合
- (5) 暴走又は自己のペースを無視して特定の選手のペースメーカーとなった場合

(6) 他の選手を妨害又は取り囲んで特定の選手を有利に導いた場合

競技規則第18条

選手は、競走中、パンクその他自転車の重大な故障により、又は落車等によって身体に骨折その他重傷を負い競走の継続が不可能になったときは、他の選手を妨害することなく、直ちに内圏線の内側の所定の場所に退避しなければならない。

1 設定の主旨

競走の公正安全を確保するために、選手が落車等し、再乗して事後の競走を継続することが不可能なときは、他の選手の競走に支障を与えることなく退避することを怠る行為を禁止する。

2 行為の分類

秩序違反走行

3 判定の区分

本規定に違反する行為があった場合は、失格の判定をする。

4 本規定に抵触し「失格」となる基準

自転車に故障を生じ、又は身体が負傷して競走の続行が不可能な状態となったにもかかわらず、所定の場所に退避しなかった場合

競技規則第19条

選手は、前条の場合を除き、競走中いかなる事故があっても、他人の援助を受けることなく、落車した場合は直ちに乗車し、常に乗車したまま競走を継続しなければならない。ただし、決勝線に到達する前方30メートル以内において乗車して競走を継続することが不可能となり、又は不利となったときは、他人の援助を受けることなく、自転車を携え、えい行し、又は転がして競走を完了することができる。

- 2 決勝線に到達する前方30メートル以内における落車により選手と自転車が離れて決勝線に到達した場合は、前項の規定にかかわらず、選手又は自転車のうちいずれか後着した方が決勝線に到達したときをもって競走の完了とする。

1 設定の主旨

競走の基本秩序を確保するために、出走選手はその責任として競走を完了すべきことから、これを怠る行為を禁止する。

2 行為の分類

不適正走行（敢闘義務違反行為）

3 用語の定義

(1) 自転車

自己の自転車をいう。

(2) 決勝線に到達する前方30メートル以内

当該選手の身体又は自転車の一部が30メートル線に到達したとき以降とする。

(3) 選手と自転車が離れて決勝線に到達した場合

- ① 落車により、選手と自転車が分離した状態で滑り込み、又は転がり込む等して双方が決勝線に到達した場合
- ② 落車により、先に自転車のみが決勝線に到達した後、決勝線の手前に残った選手が徒歩等により決勝線に到達した場合

4 判定の区分

本規定に抵触する場合は、競走終了後直ちに当該選手を調査した結果をもって、失格の判定をする。

5 本規定に抵触し「失格」となる基準

自転車の故障を生じ又は身体が負傷して競走の続行が不可能な状態となった場合を除き、競走を完了しない場合

競技規則第20条

選手の着順は、決勝線に到達した順位によって決定する。

1 設定の主旨

本規定は、着順の決定及び判定方法を定めたものである。

2 用語の定義

決勝線に到達

ラインの手前の切さい部に到達したこと。

3 判定の方法

- (1) 決勝線前において内圏線を踏み切ったが、正常に復する余裕なくそのままの状態が決勝線の延長線上に到達した場合は、判定板の内側までを決勝線とみなす。
- (2) やむを得ない理由により、判定板の後ろをう回した場合は事故棄権とする。

競技規則第23条

先頭員は、発走線から自転車の前輪前端までの距離が100メートル以上後方の位置（以下「助走開始位置」という。）につき、審判委員の指示に従い、助走を開始しなければならない。

競技規則第24条

審判委員は、発走位置について選手に対し、呼笛により注意を喚起した後「用意」を発声し、次いで先頭員が発走線に到達すると同時に号砲により発走の合図をしなければならない。

競技規則第25条

先頭員は、〇〇の間（以下「退避区間」という。）に到達するまで、原則として外帯線と内圏線の間を走行して、審判委員があらかじめ指示する走行方法により、競走選手を誘導しなければならない。ただし、誘導中に落車し、又は身体若しくは自転車の故障その他のやむを得ない理由により誘導することができなくなったときは、誘導を中止しなければならない。

（説明。〇〇とは、競走路が1周500メートルの場合は「最終周回前回の第4角から最終周回の第1角までのホーム・ストレッチ」とし、1周400メートル、335メートル及び333.3メートルの場合は「最終周回前回の第2角から第3角までのバック・ストレッチ」とすること。）

1 設定の主旨

先頭固定競走（インターナショナル）における競走の公正かつ円滑な実施を確保するため、発走の合図並びに先頭員の助走及び誘導について、そ

の方法を明示したものである。

2 用語の定義

助走

先頭員が助走開始位置から発走線に到達するまでの走行をいう。

競技規則第55条の2

審判委員は、先頭員が誘導中に次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、先頭員に対して誘導を中止し、退避するように指示することができる。

- (1) 競走選手に追い越されたとき、又は競走選手の競走を妨害し、若しくは競走選手と接触するおそれその他の競走選手の競走の安全を阻害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 誘導中に落車し、又は身体若しくは自転車の故障等のやむを得ない理由により誘導することができなくなったとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、競走選手の競走に支障を来すような状態となったとき。

1 設定の主旨

先頭員に対して、選手を誘導中であっても、競走の円滑かつ安全を確保する上から、審判委員が緊急指示をもって、先頭員の誘導を中止させ退避するよう指示できるものである。

2 用語の定義

適正な走行

先頭員が、競走選手と接触し、若しくは競走選手の競走を妨害し、又は内圏線を大きく踏み切ることなく走行すること。

3 退避の指示を行う基準

- (1) 競走選手に追い越された場合
- (2) そのまま走行することが競走選手の競走を妨害し又は競走選手と接触するおそれがあると認められる場合
- (3) 誘導中の落車又は身体若しくは自転車の故障等のやむを得ない理由により、あらかじめ指示した走行方法により誘導することができない状態となった場合

競技規則第59条

競走選手は、誘導中又は退避中の先頭員に対して、妨害行為又は危険性の高い行為等を行ってはならない。

1 設定の主旨

先頭固定競走（インターナショナル）における競走の公正安全を確保するために、競走全体に重大な支障を及ぼす誘導中又は退避中の先頭員に対する妨害等の行為を禁止する。また、先頭員への直接的な行為だけでなく、他の選手を介した間接的な行為も禁止する。

2 行為の分類

不適正走行（競走妨害行為）

3 用語の定義

(1) 誘導中

先頭員が発走線に到達した後、第25条に規定する区間まで競走選手を誘導する間若しくは第25条ただし書きの規定により誘導を中止するまでの間又は第26条において準用する第55条の2の規定により審判委員の退避指示が出されるまでの間

(2) 退避中

第26条において準用する第56条の規定により先頭員が退避路に入り退避した後から全競走選手が先頭員を通過するまでの間

(3) 妨害行為

先頭員に押圧、押し上げ、斜行又は蛇行をすること。

(4) 危険性の高い行為

- ① 外帯線の内側を走行する先頭員に対して過失走行をすること。
- ② 内圏線と外帯線の間を走行する先頭員の自転車の後輪後端から直角に外帯線を結ぶ延長線を越えて外側に差し込むこと。
- ③ 外帯線の内側（退避路を含む。）を走行する先頭員の自転車の後輪後端から直角に内圏線を結ぶ延長線を越えて内側に差し込むこと。

4 判定の区分

- (1) 本規定に違反する行為があった場合は、生じた支障の程度及び行為の程度により、失格又は重注の判定をする。
- (2) 5及び6の例示に具体的に該当しない違反行為については、先頭員又は他の選手に生じた支障の程度及び行為の程度を総合的に審理し、本規定の設定の主旨にのっとり、失格又は重注の判定をする。

5 本規定に抵触し「失格」となる基準

- (1) 誘導中又は退避中の先頭員に妨害行為若しくは危険性の高い行為を行い、又はそのことによりふらつき等して、その結果次の支障が生じた場合
 - ① 自ら落車し、又は先頭員若しくは他の選手を落車させた場合
 - ② 自ら自転車を故障し、又は先頭員若しくは他の選手の自転車を故障させて、事後の競走に重大な支障が生じた場合

③ その他先頭員又は他の競走選手の走行に重大な支障を生じさせた場合

「例示」

- ア 誘導行為を中止させたとき。
- イ 競走選手の進路を変更させたとき。
- ウ 競走選手をふらつかせたとき。

(2) 外帯線の内側（退避路を含む。）を走行する先頭員の内側に差し込んだ場合（差し込みが瞬時のときは除く。）

(3) 内圏線と外帯線の間を走行する先頭員の自転車の後輪後端から直角に外帯線を結ぶ延長線を越えて外側に差し込んだ場合（差し込みが瞬時のときは除く。）

(4) 他の選手に対して、過失走行、内側差込み、押圧、押上げ、斜行若しくは蛇行をし、外帯線の内側に入りこれと並走し、又は第三者を外帯線の内側に入らせこれと並走させ、その結果先頭員に対して、次の支障を生じさせた場合

- ① 落車させた場合
- ② 自転車を故障させ事後の誘導継続に重大な支障を生じさせた場合
- ③ 誘導行為を中止させた場合

6 本規定に抵触し「重注」となる基準

先頭員に妨害行為又は危険性の高い行為を行った場合

「例示」

- (1) 先頭員に押圧、押上げ、斜行又は蛇行をしたとき。
- (2) 外帯線の内側（退避路を含む。）を走行する先頭員の内側に瞬時差し込んだとき。

(3) 内圏線と外帯線の間を走行する先頭員の自転車の後輪後端から直角に外帯線を結ぶ延長線を越えて外側に瞬時差し込んだとき。

7 本規定を適用しない基準〔免責事由〕

本規定に違反した事由が、次の各事由の一に該当したときに限り本規定を適用しない。

- (1) 落車した選手を避けた走行で、かつその走行以外に方法がなかった場合
- (2) 他の選手の妨害行為若しくは危険行為又は相当のあおりを受けたことにより、衝突又は接触を避けた走行で、かつその走行以外に方法がなかった場合
- (3) 先頭員のやむを得ない理由による急激な速度の低下等により衝突若しくは接触又は落車を避けた走行で、かつその走行以外に方法がなかった場合

競技規則第70条

選手が次の各号のいずれかに該当したときは、その選手は失格とする。

(4) 競走において周回数を誤認して競走したとき。

1 行為の分類

不適正走行（敢闘義務違反行為）

2 周回数を誤認して「失格」となる基準

周回数を誤認したことによって、自己の全能力を十分に発揮できなかったと認められる場合

「例示」

- (1) 周回数を少なく誤認したことにより、他の選手に遅れて決勝線に到達

したとき。

- (2) 決勝線以外の線を決勝線と誤り、あたかも決勝線であるがごとく自転車を投げる等して、他の選手に遅れて決勝線に到達したとき。
- (3) 周回数を多く誤認したことにより、他の選手に遅れて決勝線に到達したとき。

競技規則第73条

競走において次の各号のいずれかに該当する場合は、競走不成立とする。

- (1) 決勝線に到達した選手がいなかったとき。
- (2) 競走中、突風、豪雨その他の天災地変により競走の続行が不可能となったとき。
- (3) 競走中、周回通告員が打鐘若しくは周回通告を誤って行ったとき、又は打鐘若しくは周回通告を行わなかったとき。
- (4) 競走中、動物が走路上に現われ、出走選手の走行する進路に重大な妨害を与えたとき。
- (5) 競走中、観客の投石その他の妨害により競走に重大な障害があったとき。
- (6) 先頭固定競走（インターナショナル）及び先頭固定競走（オリジナル）において、先頭員が誘導すべき周回数を誤って誘導したとき、又は先頭員が競走選手の競走に重大な障害を与えたとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、選手の責めに帰することのできない理由により競走に重大な支障を生じたとき。

2 前項第2号から第7号までに掲げる場合においては、審判委員は競走を停止することができる。

1 設定の主旨

本規定は、競走それ自体にない外部の要因にかかわる事由により選手が落車する、あるいは競走に著しい混乱が生じた等、結果として競走に支障が発生し、勝敗の決定に重大な影響を及ぼしたときに限り、その競走に^{かし}瑕疵が生じたとしてこれを不成立とするものである。

2 用語の定義

重大な支障

- (1) 競走選手を落車させた場合
- (2) 競走選手の身体又は自転車に故障を与え、そのため競走選手が全力をもって競走することができなくなった場合
- (3) 著しく競走を混乱させ事後の競走続行に支障を与えた場合

競技規則第74条

選手が決勝線に到達した時期は、次の各号に掲げる瞬間をもって判定する。

- (1) 選手と自転車が一体で決勝線に到達した場合は、車輪の一端が決勝線の垂直面に到達した瞬間
- (2) 第19条第1項ただし書の規定により選手が自転車に乗らずに決勝線に到達した場合は、車輪の一端が決勝線の垂直面に到達した瞬間
- (3) 第19条第2項の規定により選手と自転車が離れて決勝線に到達した場合は、選手又は自転車のうちいずれか後着した方の最前部（自転車にあっては車輪の一端）が決勝線の垂直面に到達した瞬間

1 用語の定義

- (1) 選手と自転車が一体
選手の身体の一部が自転車に接していること。
- (2) 車輪の一端
タイヤの一端。ただし、タイヤが離脱した場合は、リム又はホイールの一端。

附 則

この要領は、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成19年法律第82号）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（平成19年10月1日）から施行し、同日を節の初日とする競輪から適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年6月30日から施行し、同日を節の初日とする競輪から適用する。

附 則（平成24年4月17日 平成24・03・30製第33号認可）

この要領は、平成24年7月1日から施行し、同日を節の初日とする競輪から適用する。

附 則（平成26年3月28日 20140307製第16号認可）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月6日 20170525製第3号認可）

この要領は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（平成31年2月26日 20190219製第10号認可）

この要領は、2019年5月31日から施行し、同日を節の初日とする競輪から適用する。

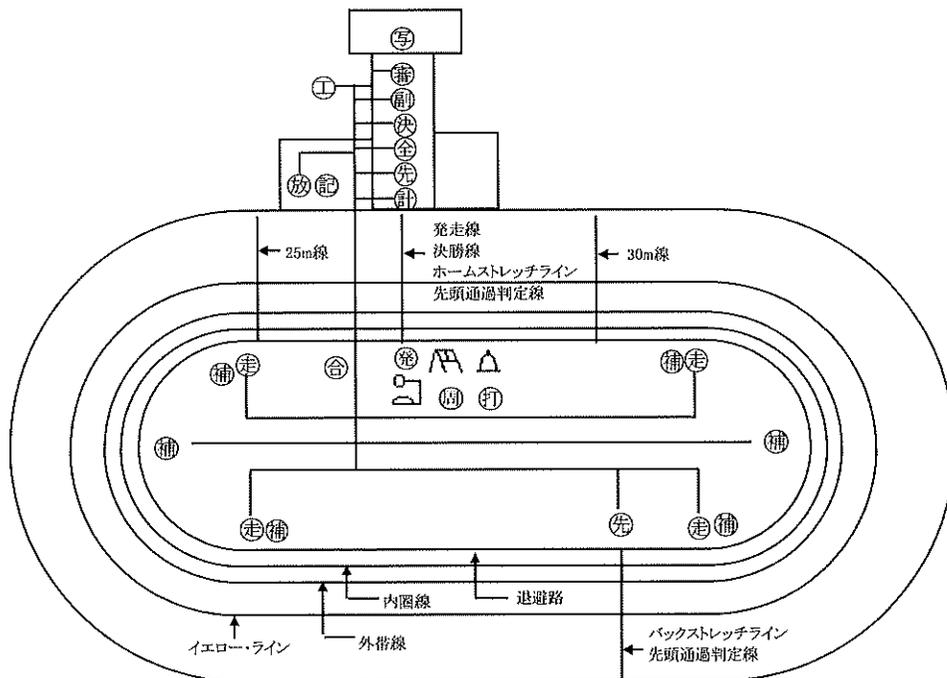
別表1(第2章第2節関係) 普通競走における審判委員等及び器材の配置例

1 審判委員等の構成

審	審判長	1名				
副	副審判長	1名				
合	発走合図員	1名				
発	発走員	1名				
発補	発走補助員	3名				
決	決勝審判員	1名				
写	写真員	1名～2名				
走	走路審判員	4名				
走補	走路補助員					
先	先頭通過審判員	<table border="0"> <tr> <td>ホームストレッチ</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>バックストレッチ</td> <td>1名</td> </tr> </table>	ホームストレッチ	1名	バックストレッチ	1名
ホームストレッチ	1名					
バックストレッチ	1名					
全	全周走路審判員	1名				
計	計時員	1名				
周	周回員	1名				
打	打鐘員	1名				
記	記録員	2名				
測	計測員	1名				
放	審判放送員	1名～2名				

2 器材

	鐘
	周回告知板
	発走機
	通話装置

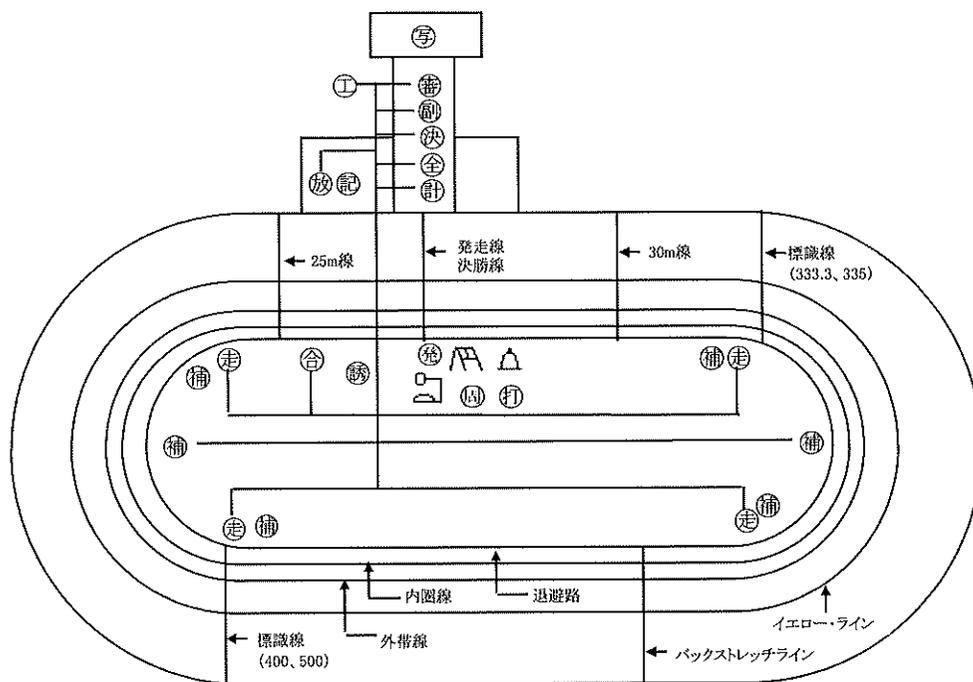


別表2(第2章第2節関係) 先頭固定競走(オリジナル)における審判委員等及び器材の配置例

1 審判委員等の構成は、別表1によるほか、次の係員を置く。

⑧ 誘 - 先頭員の発走補助員 1名～2名

2 器材は別表1による。

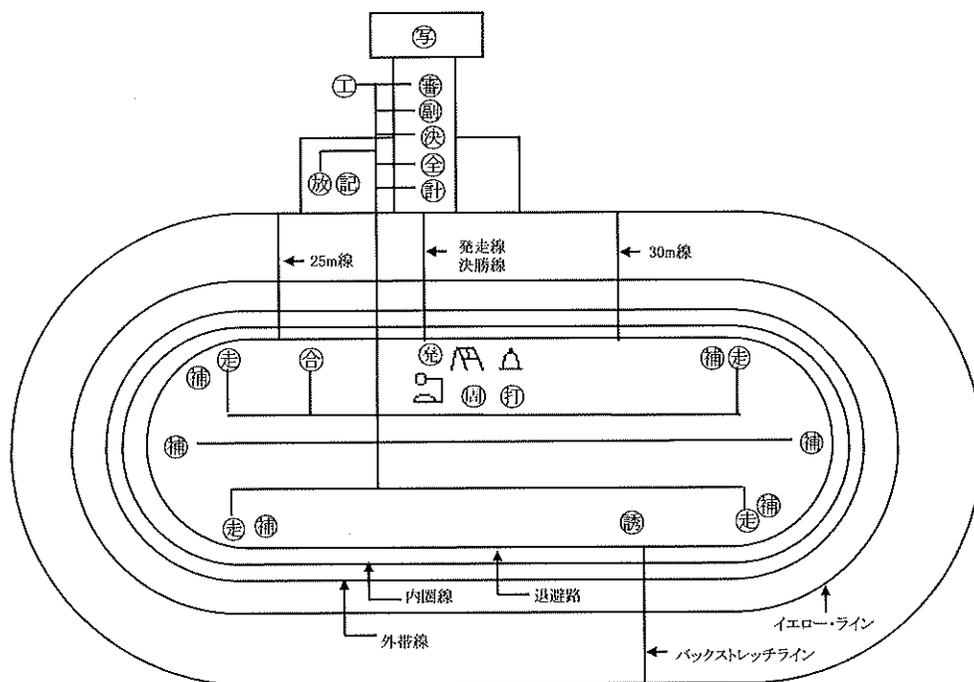


別表3(第2章第2節関係) 先頭固定競走(インターナショナル)における審判委員等及び器材の配置例

1 審判委員等の構成は、別表1によるほか、次の係員を置く。

⑧ 誘 - 先頭員の発走補助員 1名~2名

2 器材は別表1による。



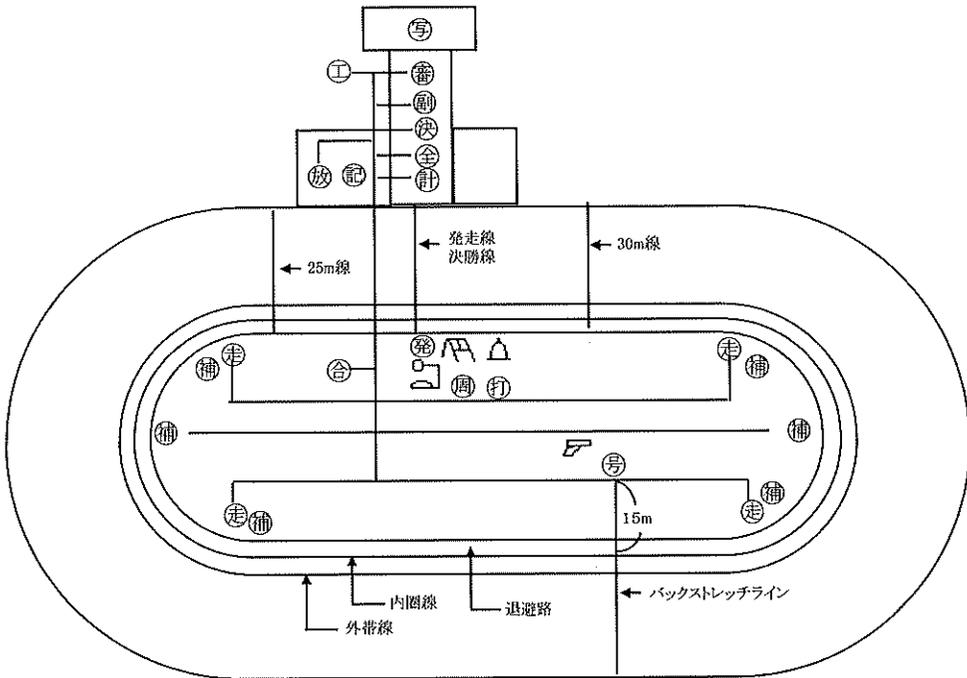
別表4(第2章第2節関係) スプリント・レースにおける審判委員等及び器材の配置例

1 審判委員等の構成は、別表1によるほか、次の係員を置く。

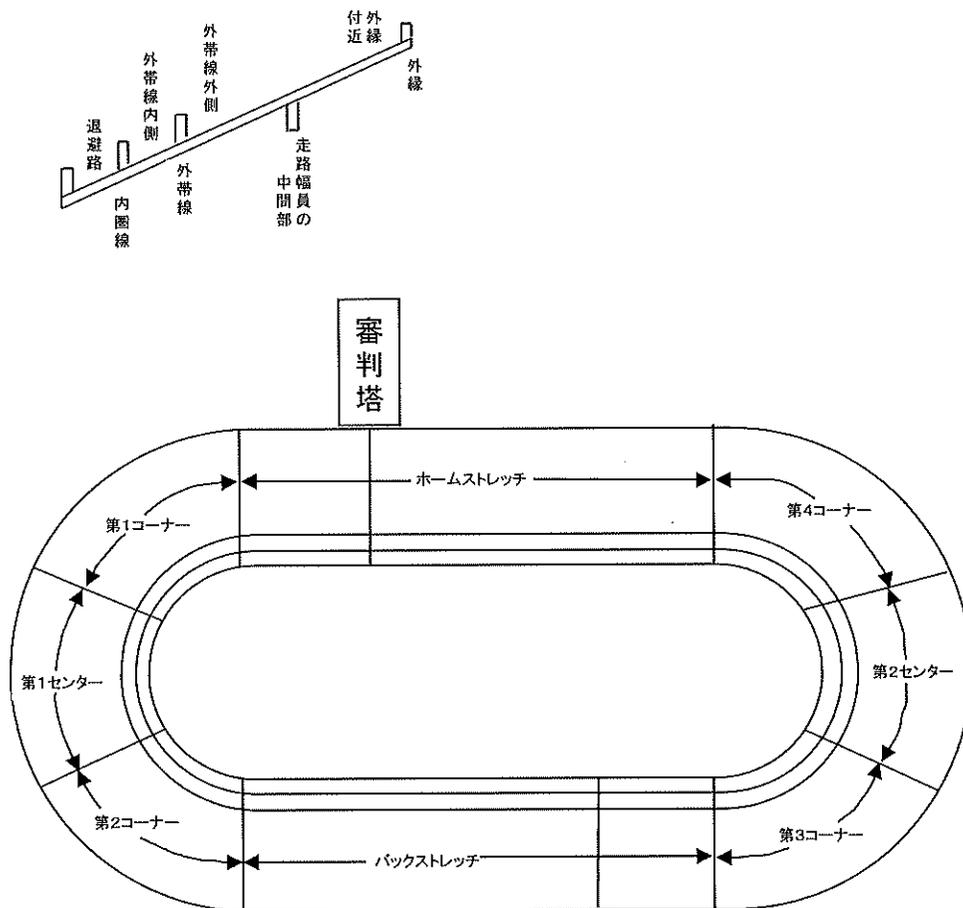
Ⓢ— 計時号砲合図を行う先頭通過審判員 1名

2 器材は、別表1によるほか、次の器材を用いる。

🔫— 計時号砲合図用ピストル

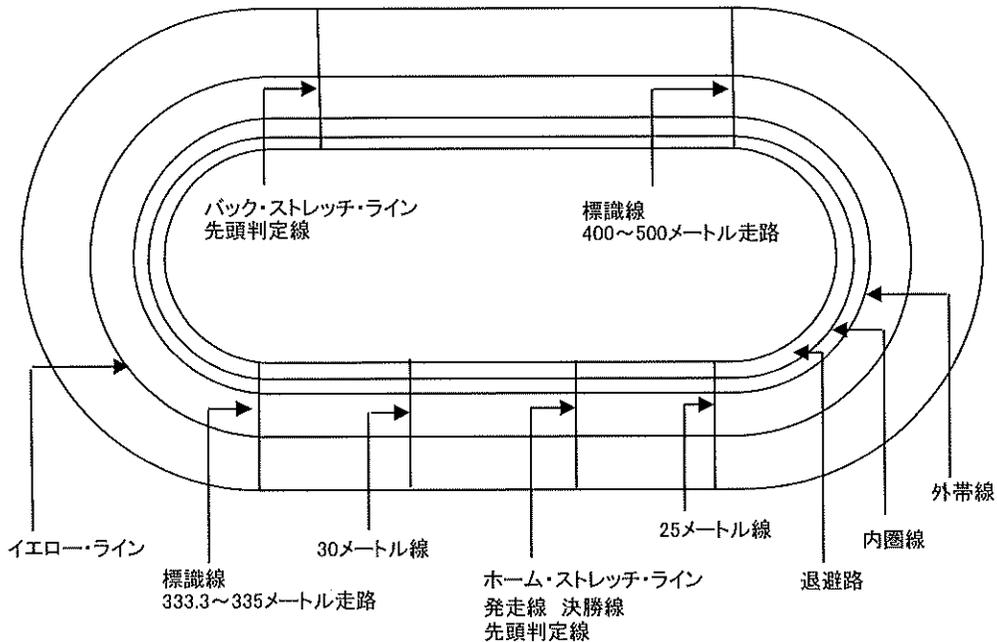


別表5(第4章第7節関係) 競走路の呼称



- 「注」 1 ホーム・ストレッチ及びバック・ストレッチはホーム及びバックの直線部の走路とする。
 2 各センターは最大傾斜を付した走路部分とする。
 3 各コーナーは直線走路部と最大傾斜部とを結ぶ緩和曲線走路部分とする。

別表6(第4章第7節関係) 競走路の呼称(線)



(備考)

各線については塗色により以下のとおり標示する。

1. 内圏線は、測定線内側27cmから30cmの間を白色で標示する。
2. 外帯線は、測定線外側40cmから43cmの間を白色で標示する。
3. ホーム・ストレッチ・ラインは、測定線に対して直角に判定板から走路外縁まで白色で標示する。
4. バック・ストレッチ・ラインは、ホーム・ストレッチ・ラインから測定線上において当該競走路周長の2分の1を隔てた位置に測定線に対して直角に標示する。
5. 発走線は、決勝線と30メートル線の間、に設定することができる。
6. 30メートル線は決勝線に到達する前方30メートルの位置に設置する。
7. 25メートル線は発走線から前方に25メートルの位置に設置する。
8. 標識線は400メートル走路においては第2角からバック・ストレッチ直線部への入口までの間に、333.3メートル及び335メートル走路においては第4角からホーム・ストレッチ直線部への入口までの間に測定線に対して直角に標示する。500メートル走路においては第2角からバック・ストレッチ直線部への入口までの間に標示する。
9. イエロー・ラインは、内圏線の内側から3メートルの位置が線の外側となるように3cmの幅で黄色で標示する。

様式第1の裏面

レース成績表											反則審議経過及び結果							
着順位	1着	2着	3着	4着	5着	6着	7着	8着	9着			提議者	第	コーナー	第	コーナー	第	コーナー
車番号												審 議 内 容						
タイム																		
着差																		
落車記録																		
理由											結果	番 失格	番 重注	番 走注	番 番			
											記 事							
											記					事		
敢闘賞その他											番は第 周回第 コーナー前において センター後							
雨天敢闘手当として																		
円(合計 名 円)を支給した。																		

様式第2

走路記録表

第 第 回 競輪 第 日 第 レース 級 m
 年 月 日 天候 風向 風速 気温

1 コーナ―	一周		終前	
	最終		参考	
1 センター	一周		終前	
	最終		参考	
2 コーナ―	一周		終前	
	最終		参考	
B・S	一周		終前	
	最終		参考	
3 コーナ―	一周		終前	
	最終		参考	
2 センター	一周		終前	
	最終		参考	
4 コーナ―	一周		終前	
	最終		参考	
H・S	一周		終前	
	最終		参考	

様式第2裏面

反則審議	種類	コーナー センター		周回	順位		記事	
		反則位置	ゴール					
	13条							
	14条							
	15条							
失格	非失格							
落車	落車原因		落車人員			コーナー センター		記事
	反則事故	接触 ハウス スリップ	加	被	追突	周回		
			計					
			計					
赤旗掲示状況	対象選手番号	番番番番番		掲示審判員	第	コーナー センター バック ホーム 全周走路		
記事								

様式第3

関係委員殿

競輪成績表(1)

年 月 日 ()

下記のとおり通報します。

審判委員 _____ 印

年度 第 回 営 競輪

[]

第 競走	級	競走	m
競走状況	天候	風速	m/秒
発走時刻	時	分	秒
上りタイム	秒		
風向	気温	℃	湿度
%	雨量	ml	最終周回前回タイム
秒	最終周回タイム	秒	

競班	期別	選手名	年令	府 県	着順	個人状況 (総格)	走行 タイム	上り タイム	着差	決手	先通	H B	S J	備 考

先頭誘導選手	周回	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計	摘 要
1	B												
2	H												

様式第3裏面

関係委員殿

競輪成績表(2)

年 月 日()

下記のとおり通報します。

審判委員 _____ 印

年度	第	回	當	競輪	第	日	
{		}					
第	競走	級	競走		m		
車番	選手名				個人状況

様式第4

着 順 決 定 表

関係委員 殿

____ 堂 第 回 ____ 競 輪 第 日 第 レース ____ 級 ____ m

競走における着順は下記のとおり決定しましたから報告します。

年 月 日

審判委員

印

第 日 第 ____ レース

着 順 番 号	選 手 番 号
1 着	
2 着	
3 着	
連 勝 番 号	

様式第5

____ 営 第 ____ 回 ____ 競輪 第 ____ 日 第 ____ レース ____ 級 ____ m

決勝線到達及び着順判定表

審判員

連式番号	色別	使用車	選手名	摘	要

到 達 状 況												

着 順 判 定												
着 順	1	2	3	4	5	6	7	8	9			
選手番号												
着 差												

周 回 数 確 認 表

残り周回○＝総周回数－（HS通過数＋1）

周 回	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
												(打)	
m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m

様式第5の裏面

審判委員記録
競走状況記入

様式第6

走 路 審 判 記 録 表

審判員名

連 式	番 号	色 別	使 用 車	摘 要

様式第7

計 時 記 録 表

第 _____ 堂 第 _____ 回 _____ 競輪 第 _____ 日

第 _____ レース _____ 級 _____ m

年 _____ 月 _____ 日 計時員 _____ 印

風速 _____ m

上がり半周 タイム	
--------------	--

着 順	選 手 番 号	タ イ ム			着 差
		分	秒		
1					車 輪
2					車 輪
3					車 輪
4					車 輪
5					車 輪
6					車 輪
7					車 輪
8					車 輪
9					車 輪

様式第8

先頭通過判定表

第 日 第 競走																		
車 番	1		2		3		4		5		6		7		8		9	
	B	H	B	H	B	H	B	H	B	H	B	H	B	H	B	H	B	H
1周																		
2周																		
3周																		
4周																		
5周																		
6周																		
7周																		
8周																		
9周																		
10周																		
合計																		
備 考											印							

様式第10

違 反 行 為 報 告 書

関係委員 殿

年 月 日
印

審 判 長

__ 堂 第__回 __ 競輪 第__日 第__レース __級__m()

失 格
競走において、下記のとおり重大走行注意と判定しましたから報告します。
走 行 注 意

記

__ 番 __ 選手は、第__周回

{	コーナー	において
	センター	
{	ホームストレッチ	において
	バックストレッチ	

よって、競技規則第__の規定に抵触し、同規則第70条第__項第__号の

失 格
規定により重大走行注意と判定しました。
走 行 注 意

違 反 行 為 通 知 書

級 班
登録番号

殿

年 月 日
印

審判長

__ 営 第__回 __ 競輪 第__日 第__レース __級__m()

失 格
競走において、下記のとおり重大走行注意と判定しましたから通知します。
走 行 注 意

貴 殿は、第__周回

記

コーナー
センター

ホームストレッチ
バックストレッチ

において

よって、競技規則第__の規定に抵触し、同規則第70条第__項第__号の

失 格
規定により重大走行注意と判定しました。
走 行 注 意

様式第11

事故報告書

関係委員 殿

第 〇 回 競輪 第 〇 日 第 〇 レース 〇 級 〇 m

競走において、下記のとおり事故がありましたので報告します。

年 月 日

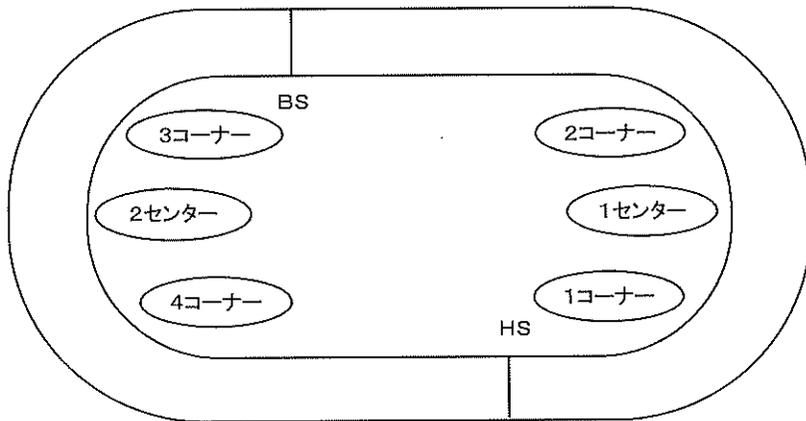
審判委員

印

〇番〇〇選手は { 第〇 コーナー
センター } 付近において
{ 第〇周回ホーム
最終回バック } ストレッチ

{ 自転車の〇〇が { 故障
破損 } したために } 競走を棄権した。
{ 身体の〇〇が〇〇したために }

なお競走棄権選手 計 〇 名



様式第12

落車報告書

関係委員 殿

第 回 競輪 第 日 第 レース 級 m

競走において、下記のとおり落車がありましたので報告します。

年 月 日

審判委員

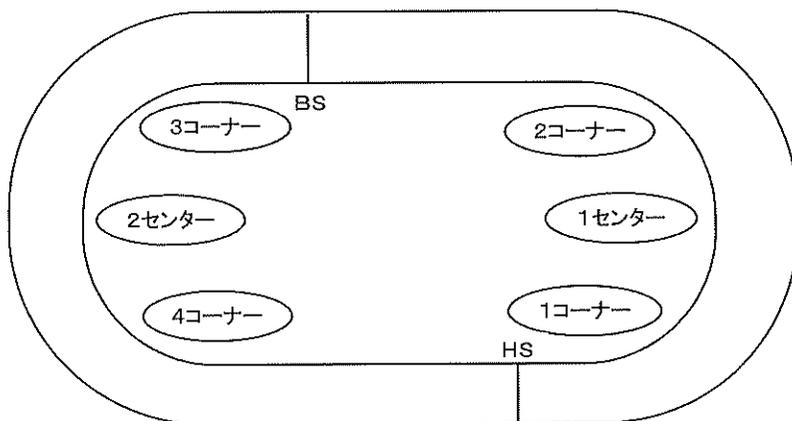
印

○番○○選手は { 第○周回 [第○ コーナー センター] } 付近において
 { 最終回 [ホーム バック ストレッチ] }

(○番○○選手と接触し単独で)落車

○番○○選手は { 棄権した }
 { [再乗 担ぎ] ○着で決勝線に到達した。 }

なお落車選手 計 名



様式第13

競走停止報告書

関係委員 殿

第 〇 回 競輪 第 〇 日 第 〇 レース 〇 級 〇 m

競走は、下記のとおり競走停止となる理由がありましたので競走停止と判定しましたから報告します。

年 月 日

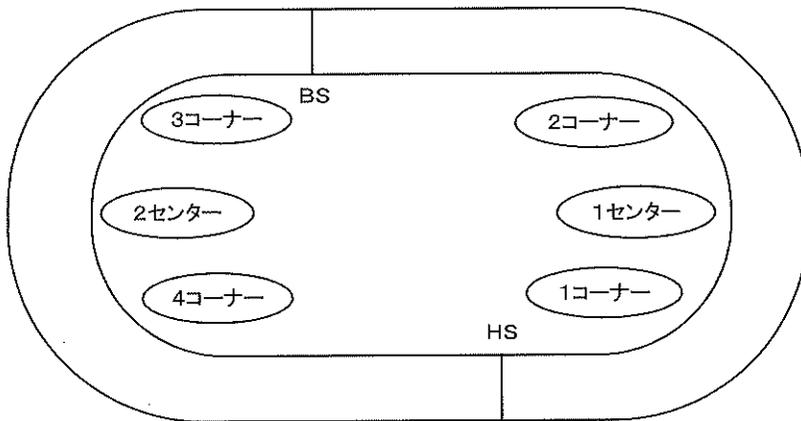
審判委員

印

{ 第〇周回 最終回 }
 { 第〇 コーナー センター }
 { バック ホーム ストレッチ }
 付近において
 { 全選手が }
 { 周回通告員が }
 { 打 鐘 }
 { 周回通告 }
 のため

のため勝者がなく
 を間違えて行ったため
 競走に重大な支障を与えたため
 }
 自転車競技法第14条第1項の規定に該当いた

しましたので { 競走を停止し }
 { 審議の結果 }
 当該競走を競走停止とした。



様式第14

選手紹介中における執務記録報告書

年 月 日

第 〇 〇 〇 日 第 〇 〇 〇 レース 〇 〇 級 〇 m

係員		審判 委員	
----	--	----------	--

No.	色別	選手名	異 状 の 有 無								備 考 特 記
			1 周 目				2 周 目				
			1c、2c	2c、3c	3c、4c	4c、1c	1c、2c	2c、3c	3c、4c	4c、1c	
1	白										
2	黒										
3	赤										
4	青										
5	黄										
6	緑										
7	橙										
8	桃										
9	紫										